

◎議 事 日 程（第3号）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	近藤 武 君	4番	神田 康史 君
5番	竹村 仁司 君	6番	高松 幸雄 君
7番	石崎 たか子 君	8番	吉川 三津子 君
9番	鬼頭 勝治 君	10番	八木 一 君
11番	大宮 吉満 君	12番	島田 浩 君
13番	杉村 義仁 君	14番	大島 一郎 君
15番	鷲野 聡明 君	16番	堀田 清 君
17番	大島 功 君	18番	河合 克平 君
19番	真野 和久 君	20番	加藤 敏彦 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永 貴章 君	副 市 長	鈴木 睦 君
教 育 長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	村津 友章 君
総 務 部 長	飯谷 幸良 君	企 画 部 長	佐藤 信男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教 育 部 長	石黒 貞明 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	横井 一夫 君
消 防 長	飯谷 修司 君	福祉部長兼 福祉事務所長	猪飼 明 君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤 辰明 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤 敏彦	議 事 課 長	加納 敏夫
書 記	山田 宗一	書 記	服部 陽介

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

質問順位8番の5番・竹村仁司議員の質問を許します。

5番・竹村仁司議員。

○5番（竹村仁司君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、大項目、民間活力の導入と女性が輝くまちづくりについて質問をさせていただきます。

初めに、民間活力の導入についてですが、地方に権利や権限を分散させる社会へと移行行くのに伴い、市町村には国や県の各種事業が譲り移され、身近な行政が自主的、あるいは自律的に担えるようになった一方で、自己決定、自己責任が強く求められる社会になりつつあります。

しかし、これまでの公共サービスは右肩上がりの経済成長を背景に拡大してきたため、今後限られた財源の中でこのままのサービス水準を保ち続けることは極めて困難な財政状況であると思います。

今後も発展し続けるためには、提供している公共サービスの必要性や実行する側について継続的に見直す姿勢は欠かすことができません。特に長い年月をかけて継続している業務については、開始当時とは社会的な背景が変化していることや、日常業務においても今後行政と市民との役割を明確にし、市民の満足度を高めながら市民と行政が協働、ともに働きながらまちづくりが進められるよう、単に公共サービスの質的改善のみならず、地域活性化の観点からも行政の関与のあり方を見直していく必要があります。

これまでも行政の効率化やコスト削減などを目的として、施設の管理運営や形の決まった業務、専門的な業務について委託などによる民間活力の導入は図られてきたと思います。しかし、地方交付税の削減などによる財政状況は厳しいものが予想され、行政運営の一層のスリム化が求められています。

また、反面ではさまざまな分野に分かれていく市民の皆さんの要望や少子・高齢化問題など、増大する行政需要に対的確な対応も求められます。コスト削減と市民のサービスの向上の両

立を図りながら、市と民間との役割を明確にし、民間活力を生かした行政運営が求められるわけです。

そこで、数点質問をさせていただきます。

小項目の1点目の質問として、民間活力の導入の検討に関しては、原則として市が行う全ての事務事業及び施設の管理運営について行うものと考えますが、本市の行政業務の民間活力の導入、推進に関するガイドライン、あるいはそれにかわる行政経営改革指針などがあればお伺いするのと、民間活力の導入の取り組み方針についてお伺いをします。

小項目の2点目の質問として、民間活力の導入方法については、例えば外部委託、指定管理者制度、PFIなどがあると思いますが、これまで本市で取り組んできた具体的な事例を挙げて活力の導入にどの程度かなっているのか検証をお願いします。

小項目の3点目の質問として、市民と行政が協働してまちづくりを進めるためにも、地域活性化の観点からも、市民とのパートナーシップを築き上げ深めていくことが重要な課題です。そのための基本となる自治基本条例も制定されました。単身世帯、ひとり暮らしの方の増加や高齢化の進行など人口減少の進行とともに地域の環境が大きく変化していく状況においては、地域の果たす役割の重要性も増していきます。

そこで、地域コミュニティ協議会、ボランティア団体などとのさらなる協働、ともに働くことの推進を加速させるためにも、新しく設置をされる市民協働部の果たす役割に期待をしますが、現在進められている市民とのパートナーシップ、あるいは協働事業を具体的な例でお伺いします。

小項目の4点目の質問として、今後の民間活力の導入に関するプラン、外部委託、指定管理者制度などを視野に入れている事業があればお伺いをします。

次に大項目の2点目、女性が輝くまちづくりに移ります。

女性力という言葉を目にしますが、民間活力の導入の中には女性の活力も欠かせません。

視察などで他市町に出かけた折に、よく「愛西市に住まれている女性の方は幸せですね」と言われます。それは、愛西市の愛西を妻を愛する愛妻と読まれるからです。これは本市にとってはとても好イメージであり、名実ともにそうありたいと願います。

国では昨年、全ての女性が輝く社会づくり本部が立ち上げられ、女性の暮らしの質を高めることを最重要とし、政策パッケージが取りまとめられました。中長期的な視点から男女共同参画基本計画に基づく総合的な施策を必要な法的措置も含めて速やかに進める体制がとられています。

本市も、平成19年度を初年度として愛西市男女共同参画プランが策定されて、4つの基本目標が掲げられました。本基本計画の4つの基本目標プランは、平成23年度までの5年間となっており、平成24年3月議会一般質問において各種施策、事業の進捗評価、実績評価の報告をお願いいたしました。さらに、第2次愛西市男女共同参画プラン（案）について、パブリックコメントの内容、愛西市男女共同参画プラン策定懇談会の内容についてもお伺いし、その答弁の中で、第2次愛西市男女共同参画プランの中でも特に2つの重点課題を設けている。1つが男

女共同参画意識を高める啓発活動の充実、2つ目があらゆる暴力の根絶と支援体制の充実であるとの回答をいただきました。この第2次愛西市男女共同参画プランの目標値は、来年の平成28年度になっているはずですが。

そこで、小項目の1点目です。

この第2次愛西市男女共同参画プランの平成24年度からこれまでの目標・課題の達成度、検証をお伺いします。

女性の置かれている状況はさまざまであると思います。当然、直面している課題も多岐にわたっております。ガラスの天井という言葉を知りました。企業などにおいて、昇進に値する人材が性別などを理由に昇進できないような状態にあることを、キャリアアップを阻む見えない天井になぞられた比喩をガラスの天井というそうです。

さきの国の政策パッケージには、働く女性の処遇改善プランの策定もうたわれています。建設業やトラック業界などの女性の参画が少ない分野での就業支援も掲げられ、全ての女性が日々の暮らしに生きがいや充実感を持って家庭、地域、職場で輝くことが目標になっています。

私は、愛西市の中に輝いている女性、これから輝いていく女性がたくさん見えると思います。これらの方々の活躍がますます愛西市の男女共同参画を推し進めるとともに、どなたも本市を支える間違いのない活力です。

そこで、小項目の2点目の質問として、具体的な女性の活力の一つの例として、愛西市の基幹産業である農業を支える女性に視点を合わせたいと思います。

平成25年のデータによれば、全国の基幹的農業従業者は174万人程度とされており、女性は約40%を占め、既に女性の力は農業や地域活動の担い手として重要な役割を果たしていると言われております。この比率は平成9年のそれよりも約2倍に増加しているそうです。増加の背景として、農山漁村で活躍したいという女性に対する支援団体のバックアップや農林水産省の補助事業として女性優先枠を設けるなど、農村女性の起業、事業を起こすことを後押しする働きが追い風になっていることが上げられています。農業においても、女性の活躍や声が受け入れられていることは間違いありません。女性は男性と比べると体力や腕力はかないませんが、柔軟性やコミュニケーション力にはたけている人も多く、そうした女性の特徴を生かすことがこれからの愛西市の活力として重要と考えます。

そこで質問ですが、愛西市の農業従業者数、また女性の占める割合、また市内で御活躍の女性団体活動があればお伺いをします。

あわせて、本市の農業については、平成23年12月の定例議会においても地域農業政策6次産業化について質問をいたしました。現在、農林水産省では地域農業の活性化や6次産業化に女性の能力を積極的に活用、企画・立案段階からの女性の参画を促進しています。

女性農業者が事業に応募した場合の優先的に採択される枠など補助メニューがあればお伺いします。

以上で総括質問を終わりますので、御答弁をよろしくお願ひします。

○企画部長（佐藤信男君）

それではまず、私のほうから行政改革指針に関するお尋ねと民間活力の導入の取り組みについてお答えさせていただきます。

本市においては、民間活力の導入推進に関するガイドラインは策定しておりませんが、それにかわるものとして民間委託推進に関する指針、指定管理者制度の実施に関する指針及びPFIガイドラインを策定しています。また、愛西市行政改革大綱の行政改革推進のための重点事項の中でも民間活力の活用を位置づけております。

民間活力の導入の取り組み方針といたしましては、公共サービスの提供主体が多様化し、これまで行政が主体でサービスを提供してきた分野においても、今後ますます官から民へ提供主体者を移行する動きが加速する中で、市の責任と民の役割を検討し、簡素で効率的な行政の推進を図るため、費用対効果を十分検討した上でこれらの指針等を活用し、積極的かつ効果的な民間活力の導入を推進していきたいと、このように考えております。

続きまして、活力の導入に今どの程度かなっているかということについてお答えさせていただきます。

外部委託につきましては、施設の維持管理、保守委託、巡回バスの運行委託、電算関係のシステム改修・保守委託、不動産鑑定委託、各種計画策定委託等、ソフト、ハードともに民間委託を導入しております。

次に、指定管理者制度につきましては、代表的なものとして、公の施設の管理業務が上げられます。中でも平成23年度より導入した親水公園総合体育館を初めとした各種スポーツ施設では、導入効果として指定管理者による各種スポーツ教室等を開催し、自主事業展開による利用者サービスの向上及び維持管理経費縮減が上げられます。

次に、PFIにつきましては、平成24年度に建設した学校給食センターが上げられます。調理現場の視点から、より使いやすく、安全で安心な給食が提供できる施設を設計から建築まで行い、加えて日常の維持管理においても、衛生面は無論のこと、適正な維持管理を保つことができ、経費縮減や財政支出の平準化が効果として上げられます。

続きまして、市民とのパートナーシップ、あるいは協働事業を具体的な例でということにお答えさせていただきます。

市民の協働事業につきましては、全市を挙げて行うごみゼロ運動、各地区で活動してみえる自主防災会活動、小学生の登下校を見守っていただけるスクールガード、子供たちの本の読み聞かせをしていただいているボランティアの方々など、まだまだこのほかにも多方面にわたり活動してみえる方が見えます。市といたしましても、このような活動が市民の間から盛り上がるような後押しをしていきたいと考えております。

続きまして、外部委託とか指定管理者制度などを視野に入れている事業があればというお尋ねに関しまして、指定管理者制度については、指定管理者制度導入に関する基本方針に基づき、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、直営で管理するよりも民間のノウハウが活用でき、市民が享受する公共施設利用に係るサービスのさらなる向上と施設の管理コストの削減が達成できると判断した場合は指定管理者制度へ移行していきたいと、このよう

に考えております。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

それでは、私のほうからは女性が輝くまちづくりについての中で、第2次愛西市男女共同参画プランの今年度までの目標・課題の達成度、その検証をお伺いするという事で御答弁をさせていただきます。

愛西市の第2次愛西市男女共同参画プランでは、「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」、「多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり」、「男女がともに意思決定や地域社会に参画する環境づくり」の3つを基本目標とし、その中で重点課題として、男女共同参画意識を高める啓発活動の充実とあらゆる暴力の根絶と支援体制の充実について取り組んでまいりました。

計画の達成状況を確認するため、毎年健康まつりなどの際にアンケートを実施しておりまして、その集計では男女共同参画に対する認識は、年によりばらつきはありますが、平成24年度からは常に目標値である50%を超えております。ただし、社会全体の平等感につきましては、依然として目標数値の40%には達しておりません。

また、暴力の根絶と支援体制の関係につきましては、各機関、県の女性相談センターですとか警察署、あるいは児童福祉課などと連携をいたしまして、被害者の安全確保や一時保護を行い、自立した生活が送れるよう支援していることもあって、まだ目標数値には及ばないものの、数値としては年々上がってきております。

その結果、重点課題についての施策としてはある程度の効果が見られますが、愛西市はもちろんのこと、社会全体としてもまだまだ十分とは言えない状況であり、今後も積極的な啓発活動と支援体制の充実を目指してまいります。

また、本年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されまして、推進計画や特定事業主行動計画の策定など、女性の活躍の促進に取り組むことでみずからの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となってまいります。

愛西市におきましても、平成28年度に策定を予定しております第3次愛西市男女共同参画プランの中でこの推進計画を含めて作成をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

農業関係で御質問をいただきました。

愛西市の農業従事者数につきましては、2010年の農業センサス数値であります。3,209名で、内訳につきましては男性が1,459名、女性が1,750名で、女性の占める割合は54.5%というふうになっております。

市内で活躍してみえる女性の団体であります。市がかかわっている団体といたしましては、愛知県知事に認定されました農村生活アドバイザーで組織する研究会があります。この団体は、先進的経営の推進と魅力ある農家生活の実践を地域へ普及するための地域のリーダーとして活躍をされてみえます。

また、農村生活の研究や情報交換を目的とした「農村輝きネット・愛西」があり、ゆとりある農村生活の実践に関する知識・技術の習得や地域に伝わる食を初めとした伝統文化を次世代に伝承するため食農教育を実践してみえます。さらに、JAに所属する団体といたしまして、食農育活動や地域のきずなづくりを活動目標とした「JAあいち海部女性部」と福祉活動を主に行ってみえます「たすけあいの会」があり、それぞれ活発的な活動をされております。

6次産業化における補助金採択の女性優先枠についての御質問でございますが、東海農政局に問い合わせをさせていただきました。以前にはほかの補助金制度においてそういった枠を設けていた時期があったそうですが、現時点では女性優先枠というものは設けていないというのが回答でございました。以上です。

#### ○5番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに、民間活力を市の行政大綱の重点事項として位置づけているとの答弁もありました。また、費用対効果を十分検討した上で、市の指針などを活用して積極的かつ効果的に進めていきたいとの答弁でしたが、実施している事務事業について、市の関与が必要なのか、適切なのかなど、関与のあり方の範囲については行政と民間との活動領域というものがどの程度区分をされ、どういった形で市の関与の必要性が点検されるのか、またその後の社会経済情勢の変化や市民ニーズ、厳しい財政状況などを考えると関与が適切なのか、必要性が薄れていることも考えられるのではないかと思います。さまざまな想定のもと検証されると思いますが、その手法についてお伺いします。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

御指摘を受けました点検及び検証につきましては、民間委託推進に関する指針の中で定めております。

点検及び検証については、適正かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する作業であります。その方法についてはモニタリングがあります。

内容としまして、業務要求水準が満たされているか、提案事業が適正に実施されているかなど、サービスの履行状況の把握を確実にを行います。具体的には、報告書の提出や報告会の開催があります。

その結果、要求水準に満たしていないなど、サービスの低下を招くような状況にある場合は改善措置をとります。それでも改善されない場合は契約解除、こういったこととなります。以上です。

#### ○5番（竹村仁司君）

点検、検証が常に大切だと思います。経費削減や財政支出については数字としてあらわれまですので検証できやすいと思いますが、市民サービスや市民の要望に応じていくというような目に見えにくい取り組みも必要です。むしろそこが民間活力の導入の利点ともなります。市民に対するサービス低下を招くような状況に対しては、速やかな措置を講じるようお願いをいたし

ます。

そこで、指定管理によって公の施設を民間の能力を活用し、サービスの向上や経費の削減を図るために法人やその他の団体に管理の委託をするわけですが、導入に関してはコスト比較、あるいは競争性の確保、サービスの質の確保、機密性、個人情報保護など留意する点があると思いますが、特にこれらの点についての検証作業、体制についてお伺いをします。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

指定管理者制度の導入に当たりましては、指定管理者制度導入に関する基本方針に基づき検討をしています。

基本的な考え方といたしまして、指定管理者制度の目的である多様化する市民ニーズにより効果的に対応するため、民間の活力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることです。そうした目的の下で、全ての公の施設について、施設の設置目的がどこにあるのか、何を達成するための施設であるのか、施設の中でどう位置づけていくのか、有効的に機能しているかなど、原点に立ち返り、最善の管理方法を採用していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○5番（竹村仁司君）

基本的には市民サービスの向上と経費の節減になるのだと思いますが、今特に答弁していただいた中の原点に立ち返り見詰め直すという言葉は、常に市民目線をお願いをしたいと思います。また、他の市の行政全般にも言えることで、最善を尽くしていただくことをお願いします。

次に、地域のことは地域みずからが考え、みずからが行動するという市政をつくるため、市民自治の基本となる自治基本条例が昨年制定をされました。

市民の力と地域の力を引き出す取り組み、環境整備をお伺いします。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

市の取り組み体制としまして、来年4月からの組織、機構の見直しの中で、市民協働部市民協働課を新設し、地域のことは地域のことを一番よく知ってみえる地域の方で考えていただき、課題解決に当たっていただける仕組みづくりをしていきたいと考えております。

また、他市のさまざまな機関からの情報をキャッチし、市民の皆様へ幅広い情報を発信し、まちづくりの後押しにつなげていきたいと、このように考えております。以上です。

#### ○5番（竹村仁司君）

来年4月から統合庁舎の本格的な稼働にあわせての組織、機構の見直しになると思います。新設される市民協働部市民協働課が発信源となって、市と市民との課題解決をお願いするとともに、発信をした内容に対して市民の声には丁寧な対応をお願いいたします。

次に、総括質問の答弁の中では、今後の民間活力の導入に関するプラン、視野に入れている事業についての具体的な答えがありませんでしたが、昨日の一般質問でも指摘がありましたが、さきの9月議会において図書館の指定管理者制度を視野に入れている旨の発言がありました。しかし、現在、図書館の指定管理に対する評価は民間委託に反対の声が大きいことは忘れてはいけません。

行政の役割を明確にし、経済性や効率性のみならず、行政の責任を確保しながら民間活力を積極的に導入し、市民サービスの維持向上と経費節減を図らなければならないと思います。本市の課題をもとに、民間企業などの持つノウハウを公の施設の管理運営に生かすことが必要です。

そこで、本市の図書館業務に対してどのような評価・検証が行われているのかお伺いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

図書館業務につきましては、毎年自己点検・評価委員会で生涯学習全般の事業評価をしております。その中で図書館業務につきましても実施しております。

1点目としまして、評価委員からは最近ではスマホ、タブレット、パソコンの普及により電子書籍などの利用がふえてきているので、もう少し図書の購入を抑えるように努めていただきたいとか、2点目といたしまして、図書館の利用者が何を目的に来てみえるかを把握し、利用者数の促進に努めていただきたい、3点目としまして、子供の読書離れが進んでいるため、子供の読書活動推進に努めていただきたい、このような意見をいただいております。

今後につきましては、いただいた御意見を真摯に受けとめ、どのような管理運営方法がベストなのか十分検討し、魅力ある図書館に努めていきたいと考えております。以上です。

#### ○5番（竹村仁司君）

市の教育委員会自己点検・評価委員の意見の中では、利用者数の促進に努めていただきたいなどの改善項目も出ているように答弁からはうかがえますが、指定管理者制度の導入の効果としては、平日・夜間の開館時間延長や柔軟な民間の発想による図書館行事、地域の施設や団体と連携した行事が実施をされ、行事回数の増加と図書館の広がりが生まれる可能性はあると思います。

本市の図書館の場合は、3館全てを指定管理にできないと考えますが、他市町との比較も含めてメリットをお伺いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

3館同時導入につきましては、考えてはおりません。

他市の状況でございますが、近隣市で指定管理制度を導入しているのは津島市、あま市、江南市、清須市で導入をされておみえになります。また、一宮市、稲沢市、小牧市などが業務委託をされております。

いずれにしても、先進他市の状況も研究しながら最適な方法を選んでいきたいというふうに考えております。

そして、指定管理者制度を導入した場合の主なメリットということでございますけれども、まず1点目といたしまして、民間のノウハウを活用することにより、行政ではできない開館日をふやすことや開館時間延長等の市民サービスの向上があります。そして2点目でございますけれども、図書館講座や催し物等の企画を立案することが可能となる。これらのこと等が上げられます。以上でございます。

#### ○5番（竹村仁司君）

図書館というのは、大切な市の顔となり得る施設であると思います。市の民間委託推進に関する指針などに基づき、慎重な議論をお願いします。

次に、大項目の2点目です。

女性が輝くというのは抽象的な言葉かもしれませんが、男女共同参画のまちづくりには適切な言葉なのかと思います。男女共同参画は、女性だけでなく男性の課題でもあります。職場や家庭において男性の共同参画に対するかかわりは欠かせません。

また、本市の市役所においても男女共同参画を推し進めていただき、平成28年度に策定予定である第3次愛西市男女共同参画プランの推進につなげていただきたいと思います。

そこで、本市における女性職員数と役職者数をお伺いするとともに、また女性の意見の反映については、施策や政策の決定過程において女性の参画が今後より必要不可欠になるはずです。

市の審議会、あるいは委員会の女性の割合、女性の登用に關する指針的なものがあると思いますが、お伺いをします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、本市における職員の数でございますが、男性が314人、女性が206人、合計520人でありまして、そのうち役職者につきましては、男性が57人、女性が5人の計62人となっております。

次に、市の審議会等における女性の割合、登用についてでございますが、これにつきましては第2次愛西市男女共同参画プランの目標値が定められておりまして、平成23年度においては20.3%だったものが、平成26年度においては31.9%まで上昇をいたしまして、目標値でございます30.5%を達成しております。

今後とも性別にとらわれることなく、女性の力や意見を積極的に生かすことができるような仕組みづくりに取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

#### ○5番（竹村仁司君）

女性職員の方の数については、数字だけの割合よりも女性の意見が少数意見とならないように、圧倒的に男性役職者の方が多いわけですので、男女共同参画のお手本として取り組んでいただきたいと思います。

次に、答弁いただいた女性の農家の皆さん、農業で活躍してみえる皆さん、農村生活アドバイザーの研究会を初めとして本市の農業を支える活力だと思えます。

また最近では、農業を学ぼうとする女子学生もふえていていると聞きます。6次産業化における補助メニューだけではなく、女性の活力を生かす施策があると思えますので、今後もさらに女性の皆さんの活躍の後押しをお願いしたいと思えますが、愛西市といえばレンコンとまず言われるわけですが、この農業の発展に欠かせない、そこには後継者の問題があります。これも男女共同参画の観点から言えると思えますが、農家の中には女性を含めた農業経営に携わる構成員の役割、就業条件等を明確化し、農業経営の近代化を図る観点から家庭経営協定があります。本市の取り組み状況、具体例をお伺いします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

家族経営協定についての御質問でございますが、新あいち農山漁村男女共同参画プランに基づき、男女とも仕事と生活の調和のとれた役割分担を明確にするため、家族経営協定の締結を推進させていただいております。

農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても魅力的でやりがいのあるものにするため、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備するため行うもので、経営の方針、労働時間、休日、役割分担、報酬等について家族全員で話し合い協定を行うものであります。

協定に当たりましては、調印式を行い、愛西市農業委員会長と海部農林水産事務所農業改良普及課長が立会人となっております。

本年10月末時点で59家族が締結してみえまして、家族みんなが対等な立場で共同経営を確立する有効な手段と考えておりますので、今後におきましても積極的に締結の推進を行っていきたいと、このように考えております。

#### ○5番（竹村仁司君）

ぜひともさらなる積極的な推進をお願いします。

男女共同参画といってもなかなかわかりづらいので女性が輝くというような言葉を使いましたが、女性に焦点が当たる市民と行政との協働のまちづくり、活力のある行政改革を期待します。

最後に、市長に伺いたいと思いますが、民間活力の導入、市民との協働は愛西市の活力に欠かせません。また、男女共同参画による女性の活躍は大きな活力になると思います。こうしたことを含め、市長の見解をお伺いし、私の質問とさせていただきます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私のほうから御答弁をさせていただきます。

民間活力をしっかりと使うということでは、きょうも朝、全国ネットで愛西市を取り上げていただいたということで、朝既に私も個人的に東京在住の方からお電話をいただきまして、愛西市が取り上げられていたということのお言葉もいただきました。

やはり民間活力の導入、男女共同参画など目標を掲げることも重要ではございますけれども、やはり実現していくことには多くのハードルを越えていかなければならないということも思っております。多様な考えがある中で、市民の方々を初め、愛西市に関係する全ての方々、当然我々市行政も愛西市をよりよくしていきたいという考えで進んでいるというふうに思っております。

現状におきましても、市の行事を市直営ではなく、民間委託、指定管理者、PFIなどによりましてさまざまな民間の方々の力をおかりいたしながら多くの事業を行っている現状でございます。

今後、愛西市の活性化、さらなる発展のためには、昨日も若者の参加ということもございましたけれども、性別を問わず若い方から高齢者の方々、官民全ての方が自主的に持っている力を全て発揮していただくことが大切になってくるというふうに思っております。

特に、これからは他者に求めることではなくて、求められる方、みずから考え行動する、参加する方がふえていくことが地域の活性化につながっていくのではないかというふうに考えておりますので、我々行政といたしましてもそういう方々をバックアップしながら地域の発展のために尽力していきたいと思っておりますので、議員の皆様方にも御尽力いただきますようお願いをしたいというふうに思っております。以上でございます。

○5番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は11時といたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位9番の19番・真野和久議員の質問を許します。

19番・真野和久議員。

○19番（真野和久君）

それでは、2点について一般質問を行います。

今議会に関しては、まず第1点目として納税者の立場に立った滞納の解決、それから2点目として図書館の指定管理計画の見直しをということで質問を行います。

まず最初に、納税者の立場に立った滞納の解決をということですが、現在安倍内閣の経済政策、アベノミクスによって円安、物価の上昇、株価の上昇は起きましたが、景気が好転したのは自動車などの輸出関連の大企業などで、他の国内企業や多くの中小企業、個人経営の状況は大変となっています。市民の暮らしも、賃金が上がったとしても物価高と消費税増税などの負担増が上回り、ますます生活が苦しくなっているのが現状ではないでしょうか。

そうした中で、愛西市でも経営が思わしくなく、またさまざまな事情で市民税、国保税などを滞納してしまう方がいます。悪質な滞納者もいますが、真面目な市民は滞納に負い目を感じて、市に相談できず、滞納が重なる、そうした状況もあります。

そこでまず、市内の愛西市における市税、国保税などの滞納の実態はどうかということです。市民税、国保税等の滞納状況、現年度分の額や件数など、滞納解決の状況もお尋ねをしたいと思います。

また、今回上程されている税条例の改正では、滞納処分において徴収の猶予、そして換価の猶予が入りました。換価の猶予というのは、既に差し押さえている財産、あるいは今後差し押さえの対象となり得る財産の換価処分、いわゆる公売を一定の要件に該当した場合に猶予して分納を認めるという制度です。これらの申請を納税者側に認めたことは、納税者の権利を守るという点でも評価できます。しかし、要件が厳し過ぎて使えないということではまさに絵に描

いた餅になって困ります。

今回の税制改正に基づく対応について、今回の税条例の改正で滞納処分の猶予や換価の猶予等が入るわけですが、改正に基づいた対応をどのように行うのかお尋ねをしたいと思います。

2つ目として、図書館の指定管理計画の見直しをということです。

前の議会で図書館の指定管理を検討しているとの答弁があり、驚きました。スターボックスやTSUTAYA、喫茶店と本屋が併設されて利用者が激増した一方で、図書の選定や並べ方などで問題が今生じている佐賀県の武雄市や、また住民投票が行われた小牧市などの動きもあるように、図書館を指定管理に出す自治体がふえていることは知っています。しかし、図書館の指定管理は大変問題があるものです。

そもそも図書館は無料の貸し本屋ではありません。図書館法では、図書館の役割は地域の事情や市民の希望に添いながら郷土資料、地方行政資料、また美術品やレコードなどの収集にも留意し、図書や、また今ではさまざまな記録媒体などを収集し、市民が利用できるようにする。また、分館や自動車文庫などの巡回をする。読書会などの開催などで広く市民に本に親しんでもらうという機能だけではなくて、職員が市民の図書の相談に乗る、社会教育の学習や研究の成果を活用したり、また提供する。さらには学校や研究所などとの連携など多岐にわたります。そのためには、職員の専門性や継続性が強く求められます。だからこそ、政府も答弁や記者会見で指定管理になじまないと言っています。

そうした状況の中で、質問として、なぜ愛西市は指定管理に出すのか。市の図書館の役割は何でしょうか。また、図書館を指定管理にする理由、またそう決めた経緯について、さらには図書館の指定管理のメリット・デメリットについてお尋ねをします。

また、今検討されている指定管理計画の内容について、どのようなことを計画しているのかお尋ねをいたします。

また、本来やはり図書館は直営で運営すべきだと考えますが、市直営で改善を図ることはできないのか。

以上について、まず最初の質問としてお尋ねをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、納税者の立場に立った滞納の解決をということで御質問をいただきました。

まず、1点目で市民税、国保税等の滞納状況を御質問いただいております。現年度、過年度分の額と件数ということでございます。

平成27年11月20日現在ということで御答弁をさせていただきます。

現年度分につきましては、個人市民税の普通徴収分といたしまして9,019万円、1,693件。個人市民税の特別徴収分でございます。576万3,000円、170件。市民税の合計といたしましては9,595万3,000円、1,863件でございます。固定資産税でございます。3,967万2,000円、954件。軽自動車税411万9,000円、694件。国民健康保険税9,616万1,000円、1,359件。現年分の合計につきましては2億3,590万5,000円、4,870件でございます。

続きまして、過年度分といいますか滞納繰り越し分につきまして御答弁をさせていただきます。

個人市民税の普通徴収分といたしまして1億7,271万8,000円、1,596件。個人市民税の特別徴収分999万7,000円、124件。市民税の合計といたしましては1億8,271万5,000円、1,720件でございます。滞納繰り越し分の固定資産税2億8,971万7,000円、983件。軽自動車税637万6,000円、534件。国民健康保険税3億6,837万2,000円、1,140件。合計は8億4,718万円、4,377件でございます。

滞納解決の状況につきましての御質問でございます。

滞納繰り越し分につきまして、年度当初よりおよそ市民税におきましては800件、固定資産税におきましては900件、軽自動車税におきましては400件、国民健康保険税につきましては700件が完納に至っております。

次に、今回の税制改正に基づく対応についても御質問をいただいております。

今回、条例改正によりまして、これまで職権でしか行えなかった換価の猶予が納税者からの申請でもできることとなります。これは納税者の生活状況など、そういったものを考慮した納税環境が整備されたことになると考えております。

今後の対応につきましては、納税者から徴収の猶予、換価の猶予の申請があれば、その内容を速やかに審査し、適切に判断、対応をしていきたいと考えております。

なお、納税相談を通じまして、徴収の猶予、換価の猶予に該当すると考えられる場合につきましては、制度の御案内を行いまして、個々の納税者の状況に応じた適切な支援ができるよう、制度の活用、促進に努めていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

なぜ指定管理に出すのかということでございますけれども、きのうも吉川議員のほうから御質問がございましたとおり、指定管理制度の導入につきましては一つの方策ということで考えておりますので、よろしく願いをいたします。

あと、市の図書館の役割とは何かということでございますけれども、図書館のあり方につきましては、図書館法で規定がされております。第2条では、図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とすると規定されております。

そして、中央図書館の役割といたしましては、6項目上げさせていただきます。

まず1点目が、市民が親しみやすく気軽に利用できる図書館であること。2点目としまして、市民の身近な読書、生活に役立つ図書館であること。3点目としまして、市民の生涯学習に資する図書館であること。4点目としまして、地域に根差した地域文化の発展に寄与すること。5点目に、国際化・情報化社会に対応する市民の情報センターとしての図書館であること。6点目としまして、子供読書活動推進を促進し、環境整備の充実を図ることを目的としております。

これらの図書館の役割を理念といたしまして、実現・達成を念頭に置き、資料収集を進めて

おります。以上でございます。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

私のほうは、図書館を指定管理にする理由とメリット・デメリットについてお答えさせていただきます。

まず、現在、図書館に指定管理者制度を導入することについては検討中であります。平成27年の3月に行政改革推進本部会議で今後の指定管理者制度の導入の方向性を検討しました。その中で、導入ありきではなく、それぞれ公の施設には目的や特性があるため、検討期間を設け、よく検討した後、導入するか否かを決めていきたいと、このように考えております。

続きまして、図書館指定管理のメリット・デメリットについてであります。

図書館を指定管理へ移行した場合のメリットといたしまして、民間のノウハウの活用の中で、図書館の管理運営でなく多様なサービスの立案が可能であり、民間ならではの多くの人材を活用し事業を計画的にすることができると考えられます。また、競争原理を導入することができ、公募による競争原理で経費等の削減が可能になると考えられます。

次に、デメリットとして考えられるのは、一般論といたしまして郷土、それから行政資料の収集が滞るおそれがあること。また、指定管理期間が設定されているため、事業者が交代することによる運営の安定性を欠くおそれがあること。また、図書館に熟知した職員がいなくなり、長年蓄積してきた図書館ノウハウが失われるおそれがあることなどが言われております。以上です。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、指定管理についてどのようなことを計画しているのかということでございますけれども、現在、指定管理制度を採用するとした場合にはどのようなことを業務として行っていたかといいますと、現在の中央図書館、佐織図書館、立田図書館で行っている図書館業務や図書館活動等について、指定管理移行後も同様の内容で継続しつつ、今まで以上の業務内容で行っていただける指定管理者が選定できるように委託内容の検討を行っていかねばならないと考えております。

続きまして、市直営で改善を図ることはできないかということでございます。

直営いかに問わず、改善すべき点は改善しなければなりません。利用者のニーズを的確に把握するため、アンケート調査項目の徹底分析、そして事業評価された指摘事項の分析・検討、図書館司書を中心とした職員のスキルアップ等の徹底、先進地図書館への視察研修などを行い、新たな視点からアプローチなど市民の皆様に親しまれる図書館を目指し努力を続けていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○19番（真野和久君）

それでは最初に、納税者の立場に立った滞納解決をということで再質問を行いたいと思います。

今回、徴収猶予や換価の猶予を行う場合に、その期間中に新たに請求される分納分に対してどう対応していくのかということも課題になってきます。

国税の場合には、基本的に納入は年に1回ということもありますので、1年間あるいは最大2年間の中での新たな滞納分が発生するという可能性は低いものがありますが、ただ市民税、あるいは国民健康保険税の場合には納期がありますので、いわゆる換価の猶予、あるいは徴収猶予を受けている最中に新たな納期が来て、さらにそれが滞納につながっては意味がありません。そうした点で、こうしたことに対してどのような対応をとるのかについて、まずお尋ねをいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

期間中に新たに請求される期納分に対してどう対応するのかという御質問でございます。

それぞれ適用要件が定められておりますので、地方税法等、法令に基づきまして適切に対応をしていきたいと考えております。

また、事前相談時にそれらを含めた分納などの対応につきましても、相談時において納税者の方の生活状況等の把握に努めまして、それぞれの事情に応じた対応をしていきたいと考えております。

**○19番（真野和久君）**

ぜひ相談時のところでしっかりと確実に分納で対応ができるように相談を行っていただきたいと思っております。

また、最初の答弁の中でもありましたが、現年度分と同時に滞納分があって、滞納分に関してはなかなかそれが滞納繰り越し分が重なることによって解決ができない状況というのがだんだん残っていつているということがやはり大きな問題でもあります。当然こうした国保税や市民税の納入に関しては、毎年毎年しっかりと納めてもらうことが重要ですし、そうした点での納税相談等も行いながら、滞納をしてもらわないように対応していくことが重要なんですけども、一方でさまざまな事情によって過年度分のもものが重なってきて、いわゆる返しても返しても解決ができないというような状況に陥られている方もあります。

もちろん悪質なそうしたものに関しては、さまざまな財産処分を含めた対応というのは必要かもしれませんが、やはりなかなか収入がなくて真面目にこつこつ返す中でその返済のめどがなかなか立たないというところで、本人の意欲等もそがれてしまうというような状況も一方ではあるわけでありまして。そういう点で、現年度分だけではなくて、過年度分も含めた対応というのをぜひとも行っていただきたいと思っておりますが、その点についてお尋ねをいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

滞納者から納付相談があった場合でございますが、個々の実情に即して法令に基づく適切な対応を行うことを基本姿勢としております。

納付意思が認められない場合は、財産調査、差し押さえ等の滞納処分を施行いたしますが、納税について誠実な意思があり、猶予相当と認められる場合におきましては、納税猶予や換価猶予を検討いたします。

滞納においては、自主的かつ早期に計画的な分割納付を履行することが、延滞金を鑑みましても納税者の負担軽減につながるものと考えます。徴収対策といたしまして、悪質な滞納者に

対しましては厳正に対処することが必要であると考えます。

また、地方税法では、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときはその執行を停止することができることとされておりますので、そのことを踏まえ、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていく考えであります。

#### ○19番（真野和久君）

ありがとうございます。ぜひとも今の御答弁に従った滞納に対する解決を行っていただきたいと思っております。

本当に滞納の問題は、当然市にとっては税収がしっかりと納められないという点では困ることではありますが、ただ滞納されている人たちにとってもそれが非常にその人たちにとって大変苦しいものでもあるということもぜひともわかっていただきたいと思っておりますので、その点でもしっかりとした対応をしていただきたいと思っておりますし、また特に現年度分などに関しては、早目の対応をぜひともお願いしたいと思っておりますし、それはきのうもありましたが、やはり単に税の滞納だけではなくてさまざまな生活に関する困難を抱えてられている方も多く見えますので、そうした点の支援も含めた形での相談業務を行っていただきたいと要望いたします。

それでは、そうした市職員の対応についてはわかりましたが、一方で愛西市は今も西尾張滞納整理機構に加盟して、機構に案件を送ってそこでの滞納解決というのも図っています。その点ではさまざまなやはり苦情や問題も起きておりますが、現在の滞納機構に送っている案件について、滞納額や案件数の内訳について、まずお尋ねをいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

西尾張滞納整理機構への金額別引き継ぎ件数ということで御答弁をさせていただきます。

26年度におきましては、本税の滞納額が100万円未満のものが60件、100万円以上のものが17件で合計77件でございます。平成27年度におきまして、10月末現在でございますが、本税滞納額の100万円以下のものが70件、100万円以上のものが17件、合計87件でございます。

#### ○19番（真野和久君）

今の案件に関してですけれども、平成26年度に関して何件ほど解決したかということについての、今手元に資料はございますか。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

26年度の引き継ぎ件数、先ほど77件ということで御答弁をさせていただきましたが、そのうち何件解決したのかという御質問でございます。

ちょっと今手元に資料がございません。100万円以上の案件17件で、大きなものは400万円を超えておりますので、その辺も含めて滞納整理機構のほうで順次滞納整理を行っていただいていると思っております。

#### ○19番（真野和久君）

また、その点についての資料をいただきたいというふうに思います。

それでは、いわゆる滞納整理機構に関して、先ほどの金額と件数との関係でもありますが、滞納者の状況にかかわらず、滞納整理機構では大体がほぼ1年で完納、あるいは分割に関して

は、基本的に分割を認めない、あるいは数回の分割などを求めていると思いますが、そうした状況はあるのでしょうか。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

先ほどの、済みません、戻りますけれども、滞納整理機構の資料が今出てきましたので、77件中38件が完納に至っております。

続きまして、1年で完納、あるいは一括か2回、3回でそういった完納を求めているかという御質問でございます。

市税等を滞納されている場合、本来は直ちに全額を納付していただくべきものでございます。地方税法では、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納者の財産を差し押さえなければならないという定めもございます。

分割納税につきましては、その滞納者の納税についての誠実な意思や個々の実情を考慮いたしまして、特別に認めているものでございます。長期分納を認めた場合、分納期間中に新規の課税分が発生してまいります。滞納の総額がふえてまいります。その間にも延滞金も加算をし続けていることから、長期の分納をすればするほど滞納者にとって負担もふえ、納付し続けてもなかなか完納に至れないと、そういった悪循環となってまいります。このような状態を回避するためにもできるだけ短期間の分納をお願いしておるわけでございます。

大多数の納期内納税者との公平性を図るためにも、早期の完納を勧める納税指導は必要であると考えております。

**○19番（真野和久君）**

滞納整理に関してですけれども、やはり特に滞納整理機構の場合には、その解決の相談に至った場合に、その職員などからかなりきつく滞納解決を迫られる。そうした中で、なかなか自分の状況などもわかっていただけないというような訴えもあります。また、一部では、例えばその解決に当たって、親族などから滞納の協力を求められないかというような話もあるやに聞いていますが、そうした解決に関して、やはりその人、あるいはその人本人の責任という問題だけじゃなくて、そこにさまざまな家族や、またあるいは関係者なども巻き込んだ形での解決というのはやはりまずいのではないかというふうにも思いますので、そうした点での徴収指導とかということも行われていないのか、その点についてはどうでしょうか。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

確かにその本人の責任じゃない部分もございしますが、あくまで先ほども申しましたように、公平性を図るためにも早期の完納を進める滞納指導は必要であるということと考えております。

**○19番（真野和久君）**

その点について、やはり愛西市における西尾張滞納機構へ送らない案件に関しては比較的ちゃんとかんているということもあるからこそ、それなりの先ほどの答弁に基づいたような形での徴収業務、あるいは滞納対応というのはやられているのかもしれませんが、しかしそれでも西尾張滞納整理機構に送られた中にはやはりさまざまな事情がある方もたくさん見えますので、その点は配慮する対応をしていくことを考えていただきたいと思いますというふうに思います。

この項目の最後の質問として、西尾張滞納整理機構に関して、今後の解散する、あるいは離脱の考えについてお尋ねをいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

西尾張地方の滞納整理機構でございますが、平成28年度までは継続が決まっております。それ以降につきましては、今愛知県で検討されているところでございますが、現在は未定の状況でございます。

離脱の考えはという御質問でございますが、当市の職員も毎年1名派遣をしております、県の職員と協働してこの滞納整理実務を積み重ねております。そうすることによりまして、知識の習得及び徴収技術の向上につながっております。

以上のことから機構からの離脱は考えておりませんが、今後も西尾張滞納整理機構に参加しております9市町村と歩調を合わせながら進めたいと考えております。以上でございます。

#### ○19番（真野和久君）

西尾張滞納整理機構に関しては、組織そのものがしっかりとした法律とか条例に沿ったものではなかなかないという問題とかも含めて、やはりその責任等も非常に曖昧な部分も指摘されています。そういう点も含めて、やはり解散、離脱ということを重ねてお願いしたいというふうに思います。

それでは、2つ目の図書館について質問をいたします。

再質問ですけれども、まず最初に先ほどの答弁の中にもありましたが、1つはメリット・デメリットがありますよという話でデメリットも上げられていました。まずデメリットに対してどういうふうに指定管理上では対応できるのかということと、それからもう1つ、先ほどの答弁の中では指定管理の中身について具体的なものがありませんでしたが、具体的に、例えば図書館の施設の管理とか、それから図書館の運営や事業とか企画の問題や、図書の選定の方法とか購入、こういったものがどうなるのかについて、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

また、最初にも言いましたけれども、例えば武雄市の図書館では喫茶店や本屋が入ることがありましたが、そんなことはないと思いますけれども、一応確認のためにそれはどうかということについて確認をしたいというふうに思います。

同時に、そこでは図書館に納入された書籍の中身、特に指定管理の場合、指定管理者が入れた書籍をどういうふうに市がチェックするかというのは非常に大きな問題となっていました。そうした書籍の中身のチェックや陳列方法なども大きな問題になりましたが、そうした点の心配はないのかについてお尋ねをいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

まず、1点目のデメリットにどう対応するかでございます。

もし指定管理者にした場合のデメリットといたしましては、先進地の状況を見ますと、次のようなことが意見として上げられております。

まず、自治体から見ましたデメリットでございます。

自治体の図書館政策に基づく運営が厳守されているのか、チェック手法、仕組みが必要であ

ることということでございます。対応といたしましては、中央図書館の基本目標として、先ほども御答弁させていただきましたが、6項目でございます。この6項目を目指すこととしてその目標で業務運営を進めていただく方針でございます。また、チェック手法としましては、指定管理者で定期的に自己評価をし、その結果を報告していただくよう考えておきまして、評価内容が現状より悪い評価であれば改善を当然求めてまいります。チェックする仕組みとして、組織再編成で担当となる部署で業務評価結果等を監視することで解消することができるのではないかと考えております。

2点目でございますけれども、ノウハウの蓄積と維持、市民協働に不安があることが上げられます。対応といたしましては、指定管理にした場合には図書館活動や図書館講座、読み聞かせ、郷土に関する資料等、今まで図書館が行っていた業務、事業等についても継続していただき、今まで以上のものを求めていくよう考えております。

そして、利用者の方々から見たデメリットということでございます。

まず1点目でございますけれども、市民からの要望や意見の対応について、業務代行により反映できるかが不安であることが上げられます。対応といたしまして、市民からの要望や意見に対してできること、できないことを把握し、担当部局と協議、検討をすることにより対応することが可能であると考えております。

そして、指定管理の内容ということでございます。

図書館の管理、図書館の運営、事業、企画、図書館はどうなるのかというようなことでございますけれども、まず初めに図書館の施設の管理でございますけれども、この管理については、愛西市図書館の設置及び管理に関する条例及び愛西市図書館の管理及び運営に関する規則に基づき行ってまいります。

次に、図書館の運営事業、企画でございます。

図書館の運営事業では、毎月行っている子供読書推進や展示、そして一般利用者における読書の推進、展示、ボランティアグループさんによる読み聞かせ、また図書館まつりで行っているこども1日図書館員、わくわくおたのしみ会等、それらによる本の読み聞かせ、その他には夏休み期間に行っている子供の映画会、これにつきましては毎週水曜日午後に行っております。また、リサイクルブックフェア、図書館講座、図書館活動、郷土に関する資料等の収集、整理、保存等に努めていただけるように考えております。

また、企画といたしましては、民間のノウハウを活用することにより図書館講座や催し物の企画を立案していただき、今までと同様、もしくはそれ以上で実施いただけるように提案をしていただこうと思っております。

次に、図書などの選定、購入ということでございます。

図書の選定につきましては、図書館法第4条では、図書館における専門的職員を置くことになっており、これにつきましては司書、司書補でございます。選書では司書職員が図書館流通センターから全点案内の情報を使い、装備マークつきといたしますけれども、これらを利用させていただいて、内容を確認の上、選書の検討を行い購入していただく方法で、今と同様の方法

を考えております。

なお、指定管理には愛西市図書館の基本目標及び資料収集方針がございますので、これに基づき本の選書をしていただくつもりでございます。

次に、図書の購入方法としまして、まず1案としましては指定管理料の中に含む方法と、2案目といたしまして指定管理料の中に含めず、市の一般会計から支出する方法があることから、購入方法としましてはどの方法がよいのか決まっておりません。先進事例を勉強し、よい方法を模索していきたいと考えております。

あと、武雄の図書館の件で喫茶店というお話がありましたけれども、これにつきましては、喫茶店や本屋が入るといようなことは考えておりません。

また、図書館に納入されます書籍の中身や陳列方法などがございますが、これらが大きな問題となっているがにつきましては、書籍の中身につきましては、先ほど図書選定の中でも説明をさせていただきましたが、図書館システムを使い、図書館流通センターから図書情報の全点案内で公益財団法人図書館振興財団新刊選書委員会が推奨される書籍を中心に内容確認をした上で司書が選定しますので、問題はないと考えております。

また、陳列方法につきましては、市の図書館や多くの図書館で広く使われております図書の分類法の十進分類法で分類しておりまして、現在の陳列方法で継続的にやれば問題はないと考えております。以上でございます。

#### ○19番（真野和久君）

今、指定管理の具体的な考え方と、それから指定管理のデメリット等に対する対応という答弁がされました。

こうしたことを伺っている中で、もう1つ先ほどの図書館指定管理のメリットの中で民間のノウハウという話もありました。指定管理の問題で常に私たちが非常に疑問に思うのは、さまざまなノウハウという、市民に対する市民サービスのノウハウを行う場合に、民間のほうですぐれていて地方自治体では限界があってやれないというような、最初からある意味負けてしまったような考え方自身がどうかなというふうに思います。指定管理をしていなくても、自分たちの独自の研究によってさまざまな図書館にしる、そういったさまざまなところで自分たちの強みを生かして、あるいは工夫を生かして成功しているところはたくさんあるので、そういった点で愛西市がよく指定管理は民間のアイデアなどを生かしてなどというふうに言いますが、やはりもう少し自分たちで研究をして、民間に負けない手法ということをしつかりと研究していくような考え方が本当に必要ではないかと。

特にこの図書館の問題もそうですし、前回から指定管理しておりますが体育館などの管理にしてもそうであります。そうした点が非常に大きな問題だというふうに思います。そうした中で、実際に指定管理についてのメリットというのと言われていましたが、本来であれば市職員、自治体であってもやれるようなことばかりで、唯一違うのはいわゆる経費削減の問題です。実際、じゃあ指定管理に出せばなぜ経費が削減されるのかといえば、結局は人件費、多くが人件費の問題として返ってくるわけで、それは結局は安く指定管理に出せば、指定管理を受けて働

く人たちの賃金や、また労働環境が非常によくないということにもなってきます。特に図書館に関しては、先ほどからのデメリットについての対応の話もありましたが、やはり図書館における専門性、あるいは地域などの特色を生かした図書館の考え方、またそうした図書館運営に関するノウハウというものは、司書を中心とした専門的な職員がしっかりと引き継いで継続的にやっていくことが重要です。しかし、指定管理になればどうしても指定管理期間が来れば交代する可能性もあるし、また指定管理者側は、やはり人件費などを低く抑えるために、図書館司書などについての雇用に関しても非常に不安定で継続的な雇用が行われないというようなことで、やはりノウハウなどが十分に蓄積されない、あるいは失われてしまうというような危険性もあります。やっぱりそうした点も含めてやっていくことを考えていくことが必要ではないでしょうか。

先ほどのデメリットへの対応についての答弁もありましたが、本当に具体的な対応はこれからであって、それによって本当に愛西市としての図書館の理念や考え方、また今のノウハウなどを失う可能性があるのではないかというふうに考えますが、その点、しっかり対応できるでしょうか、答弁をお願いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

しっかり対応ができるかということでございますけれども、図書館の理念につきましては市が持つものでございまして、先ほど中央図書館の役割として答弁させていただいたように、理念を持っております。その中で特に力を入れておるのが、最近よく言われます子供の読書離れが多いことから、小さいころから本に親しんでいただくよう、子供読書活動に力を現在入れております。

また、業務内容につきましても、図書館活動や図書館講座、ボランティア活動、図書の選書、整理、保存、郷土に関する資料等の整理、保存等についても、もし指定管理者制度になったとしても今まで蓄積したノウハウが失われないように、何らかの形で担当課の係がチェックするようにさせていただきます。

そして、また指定管理者へにつきましては、個々の業務仕様書でございまして、今までと同様、もしくはそれ以上で実施していただくよう盛り込むなどし、定期的に自己評価を実施し、評価したものを報告していただき、それをまた評価しつつノウハウが失われないよう監視できるような内容にしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○19番（真野和久君）

今の答弁の中でもありましたが、何らかの形でということで、結局本来しっかりとしたノウハウの継承等、あるいは愛西市としての図書館の運営がしっかりとやっていってもらえるかどうかについては、やはり非常に不安があるのではないかというふうに思いますので、ぜひともその点もしっかり留意して考えていただきたいというふうに思います。

と同時に、最初でも言いましたが、図書館が直営で運営ができないのかどうか。直営でやっていけるのではないかと思いますけれども、その点について、もう一度答弁をお願いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

直営でやっていけないのではないかということもございますけれども、図書館の充実度につきましては、世界各国でも一般的に市民の文化のバロメーターとされております。学習の拠点としての図書館は、市民の教養を高めていただいたり、関心事を調査研究したり、読書という娯楽により心身の健康維持を図る公共施設として意義のある存在であります。

昨今、高齢社会におけるお年寄りの憩いの場としての側面も顕著になってきておりますが、このようにさまざまな市民の要求もございますが、これらに応えるに当たり、よりよい方法を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○19番（真野和久君）

今の答弁にもありましたが、全然直営でやっていけるかどうかについて回答していただいているというふうに思いますが、結局直営であれ指定管理であれ、基本的にどちらにおいても一定の業務はやれるんだと。むしろそれよりも指定管理に出した場合にはさまざまな大きな問題があるということが言えると思います。

今愛西市が持っている市の図書館の問題に関しては、十分直営で対応できるのではないかとというのが今の答弁の中でもわかりました。

ここで、1つやはり質問したいのですが、きのうの朝、NHKで図書館の指定管理の問題が放送されておりました。その中で、岐阜市立の図書館はさまざまな地域、子供たちが来て企画やなんかをやりながら図書館の利用者をふやしていますよと。一方で、津島市の図書館が出ていまして、津島市の図書館の指定管理に関しては、確かにその指定管理を行うことによってさまざまな研究、特に津島市の歴史・郷土に関する研究などが進んで、そうした中でさまざまな資料をつくったりとか、編さんをしたりとか、そうした点は非常に評価ができるという話になっておりましたが、残念ながら利用者数がふえたかどうかという点では減っているという報道でもありました。やはり指定管理に出せば利用者が必ずふえるというものではありません。本来、そもそも利用者だけではかるのかどうかということも疑問ではありますけれども、やはりそうした点がしっかりと考えられなければいけないというふうに思います。

津島市の現状について、失礼ながら副市長は津島市の職員の出身でありますので、その点の状況について、どのように考えられますか。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

津島市の指定管理者の現状というのは、まちづくり津島という津島市民、津島のNPOで設置をされておるといのは理解しておりますし、地域に根差した図書館として私は評価しております。愛西市も、もし指定管理者になれば、そういう部分で地域の方をできるだけ雇用していただいて、そういう部分で雇用促進の部分も地域で活用をしていただきたい。そういう部分では津島市は指定管理者としてはよくやっているのではないかなあと。

先ほど来館者の問題がありましたけれども、愛西市ももう25年、26年、27年と来館者は激減しております。津島市も激減はしておるんですが、本の図書購入費を比べますと、津島市と愛西市はさほど金額的には経費は変わっておりませんので、まだまだ考える余地はあるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

## ○19番（真野和久君）

当然、経費という問題は、経費を削減するためが主目的で指定管理を出すというのは非常に間違いでありますので、その点は、むしろ今の費用の中でもいかに充実させるかということが非常に重要になってくるわけです。昨日の答弁にもありましたが、例えば図書館の開館日をふやすとか、開館時間を延長するとかということに関しても、やはり今の体制の中で考えていくことも重要ではないかと思えます。そのために経費をできるだけ使わないということで指定管理を出すというのは、やはり本末転倒ではないかというふうに考えますので、その点はやはりもう一度しっかりと再検討をしていただきたいというふうに思います。

それで、こうした図書館についても、特に先ほど副市長が答弁されました津島市のNPOに対する指定管理の話の中で、先ほど私も言いましたけれども、郷土史研究など、そういったところでは非常に重要な役割を担っていて、そういう点を僕は否定しませんし、非常にすぐれた点だなというふうには思っています。ただ、先ほど言われましたように、入館者という点では、そういったところに目的がないんだと言われればそれかもしれませんが、そういった点では残念ながら成功していないというふうにあります。

実際、多くの図書館で、新装開店したところは図書館の利用者がどっとふえます。例えば、名古屋市でも瑞穂区のところに新たに図書館ができましたが、私の兄弟が近くに住んでいますので、その中ではやはり利用がなかなかできないぐらい満員だというような状況も聞いています。そういった話題性とか、そういったことがあれば利用者がどっとふえたりということもします。

また、先日も中日新聞にも載っていましたが、多治見市の図書館はずうっと専門の司書がいて、その方々が陶器に関する資料を集める中で非常にすぐれた図書館であるというふうに評価をされていました。

やはりそういった点で図書館というのは、単に利用者だけで、利用者を当然ふやすのは多くの市民の皆さんに図書に親しんでもらうという主目的を果たすためにも重要だとは思いますが、今言ったような多治見市の例にもあるように、継続的に専門の職員がしっかりと図書館の運営に携わって、特色のある図書館をつくっていくということが非常に重要だというふうに考えます。

愛西市は、一方で郷土資料室がありますので、そうしたところでもかなりさまざまな史料の編さんや研究がされていますが、図書館も努力はされているとは思いますが、もっとそうしたところとの連携も含めた形でさまざまなこともできると思います。そうしたことを生かしながら愛西市の図書館をしっかりと充実したものにしてほしい。ぜひとも直営でしっかりとやってほしい。今言ったようなことをやろうと思えば、やはり専門の司書が継続的にしっかりとやっていくことが必要です。ぜひともその点も含めて考えていただきたいと思います。

最後に、そうした点について市長としてどのように考えているのか求めて、私の質問を終わります。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、私から図書館について考え方を若干述べさせていただきます。

図書館につきましては、先ほど部長からも御答弁させていただきましたが、基本的には図書、記録、そしてその他の必要な資料を収集、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的する施設というふうになっておりまして、特に教養、調査研究、レクリエーション等に資することの目的においては、時代の変化にも柔軟に対応した図書館運営が必要であるというふうに思います。

現在、愛西市のそれぞれの図書館で基本的な目標、目的を達成した施設であるかの評価につきましては、利用者を初め皆さんが判断するべきものであるというふうに思いますけれども、時代の変化にも対応して、地域特性などを取り入れた図書館づくりには、現状足踏みをしている状況ではないかなあというふうに思っております。私も就任以来、中央図書館を初め、ほかの図書館にも何度も足を運びまして、現状についてさまざまな指摘等も担当にさせていただいている現状でございます。

愛西市の図書館として、ほかの図書館や教育機関などとの連携を進め、過去から現在に至るまでできる限り来館者の知の拠点となり得る図書館づくりが必要であるというふうに思っております。

真野議員がおっしゃられるとおり、今まで市直営として市職員が中心となって運営を行ってきましたが、ますます多様化してくると考えられる将来を見据えますと、現状のまま、有資格者の市の職員を配置しているということでございますので、司書を持っている一般職を今配置していると。特段図書館に配置するための司書として採用したという経緯ではなくて、一般職としての司書の資格を持ってみえる方を現在配置させていただいているという現状でございます。こういう状況で今後も対応できるかどうかということもしっかりと今後はやっぱり考えていかなければならないのではないかなあというふうに思っております。

今後は愛西市図書館として図書館づくりにさまざまな手法、カスタマイズを検討しながらよりよい愛西市の図書館づくりに努めていかなければならないというふうに考えておりますので、教育部局においてしっかりと今後について目標を持って現状の課題等を洗い出して、どういった運営をしていくのかを示していただきたいというふうに私としては考えておりますので、御理解、御協力をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

#### ○19番（真野和久君）

以上で終わります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

19番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとります。再開は、13時30分といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位10番の18番・河合克平議員の質問を許します。

18番・河合克平議員。

### ○18番（河合克平君）

では、12月議会に当たって質問させていただきます。

市民の声を市政にという立場で一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。

今回の一般質問については、児童・生徒にとって一番いい学校のあり方についてということでお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今、愛西市においては、人口の減少や少子化が進む中で、将来の小・中学校のあり方というものの子育てをしている世帯に大きな関心事となっている状況だと思います。例えば私の子供が行く佐屋西小の父兄の間では、佐屋小から佐屋西小が分裂したときのように、今度は佐屋西小がまた佐屋小にくっつくようになるんじゃないかと、合併するんじゃないかというようなうわさが出ているということを知っております。そういった点では、小学生の親が非常に小学校、中学校の将来について関心を持っているんだなということを感じておるところであります。

その中で、26年中には愛西市の小中学校適正規模等検討委員会というのが行われ、そしてその中でことしの2月に愛西市の小中学校適正規模等基本方針というのが策定をされました。その後、愛西市の小中学校適正規模等検討協議会というのが設置をされました。以下、協議会というふうに言わせていただきますが、その協議会において、今現在どういったことが今までの間に検討されているのか、その進捗についてまずお伺いをいたします。

また、第1回の協議会については、PTAの役員のアンケートをとったということで、その内容について、地区ごと、また小学校ごと、わかる範囲内で構いませんが、集約の内容をお伺いしたいと思います。

そして、10月、11月と各地区において地域懇談会というのが開かれました。その地域懇談会についての参加の父兄の人数と、主な意見についてお伺いをいたしたいと思っておりますのでお願いいたします。

次に、平成26年、昨年ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものが改正をされました。この内容については、教育行政について大綱を総合教育会議という会議でつくっていくということが決められた内容であります。予算の権限を持つ市長がその施策を反映し、大綱を考えていくものだというふうに考えておりますが、この小・中学校の適正規模についてはどのような施策をもって大綱を策定しようと考えているのかお伺いをいたします。小・中学校の適正化ということで論議をされる状況は、教育行政にとってかなりのウエートを占める内容ではないかというふうに考えておるところでありますので、どういう内容として大綱につけ加えていくのか、考えていくのか、そういったことについてお伺いをしたいと思います。

そして、この大綱においても教育環境ということでは十分検討されていく状況だと思いますので、その検討内容についてもお伺いをいたします。

3点目に、9月の議会において佐屋小学校のプールについての質問をさせていただきました。その中で、ある市民の方から当市の秘書課長の対応の意見をいただいた件について、答弁が事

実ではないという一言の答弁をいただいたところでありましたが、市民の方が虚偽を言っているのではないかということをお断定されると思われるような答弁であったと考えられますので、いま一度総務部長より答弁を求めたいと思います。

以上3点について、総括して質問させていただきますのでお願いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、まず1点目について御答弁申し上げます。

愛西市小中学校適正規模等検討協議会の現在の進捗状況につきましては、本年7月6日に第1回協議会が開催されました。第2回が8月12日、第3回が9月29日に開催されております。この3回の協議会の内容につきましては、協議会の運営及び小・中学校適正規模等に関することを検討し、10月、11月に開催された地域懇談会の委員の役割及び開催方法などについて協議を行っております。

次に、PTA役員へのアンケートの内容と結果についてでございますが、このアンケートにつきましては、協議会が発足される前に教育委員会が非公式で行ったものでありまして、その後、協議会での検討により、市民の方々には現時点での公表を控えたほうがよいとの判断をしているものでございます。当然、市民の皆さんからの御意見聴取が済んだ段階でいただいた御意見もまとめさせていただきます。何らかの形で公表することを考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

次に、地域懇談会につきましては、4地区で開催しております。10月17日、佐屋地区が25名、10月31日、立田地区が13名、11月14日、八開地区が32名、11月28日、佐織地区が21名の参加をいただき、地域の方々より貴重な御意見を多数聞くことができました。

主な意見といたしましては、近い将来の学校のことを考えると、学校の統廃合は必要なことだ。通学の仕方や学区の編成、通学路の問題を検討してほしい。少人数のため部活動が減っていて選べないことが不安だ。部活動については、参加方法や枠組みを考えることで必ずしも子供の数が必要と感じない。統廃合は仕方ない状況だと思う。親の学校がなくなることは寂しいが、少人数による弊害のほうが大きいと思う。少人数の学校では、子供同士のコミュニケーション範囲が狭くなることや、教員の確保が難しい。どのような環境で過ごすのがよいかを専門的な立場で検討し、一番いい方法を示してほしい。1年生から6年生まで仲がよいなど、小規模校なりのよさはある。学校は現状維持でいいと思う。幼稚園や子育て支援センターなどに出向くなど、幅広い世代より意見を聞いてほしいし、アンケートも実施してほしい等の御意見をいただきました。

今後につきましては、協議会としての見解をまとめさせていただきます、基本計画の素案の作成に入っていく予定でございます。以上でございます。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

私のほうからは、教育大綱についての御答弁をさせていただきます。

教育大綱は、平成27年4月1日改正施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、全国の市町村で策定に努めることとされました。現在、愛西市において

も市長と教育委員で構成する総合教育会議で検討を重ねております。

教育大綱は、市の「総合計画」、国の「第2期教育振興計画」、県の「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」との整合を図りながら策定をしていきます。

大綱の内容としまして、基本構想のように大きな施策の方向性、いわゆる総論的な考えをお示しするものであります。したがいまして、小・中学校の適正規模につきましても、例えば教育環境の充実を図るといような大きなくくりの中での位置づけになるのではないかと、このように考えております。

また、策定に当たりましては、総合教育会議の中で十分協議をしながら進めていきたいと、このように考えております。以上です。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

大綱で教育環境の充実を図るのであれば、その充実の方向をとということでございますけれども、大綱は教育の方向性や考え方の大枠に対する指針となるものと考えております。今回策定を進めています愛西市教育大綱の中では、児童・生徒が確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、次世代を担う人づくりができるよう、教育の質の充実を図りますという表現を盛り込むことを検討させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

9月議会定例会の一般質問の中でいただきました議員からの御意見につきまして、職員の対応のあり方につきまして、相手の方に誤解を与えないような対応をすることは当然であると考えております。しかし、今回複数による対応ができておらず、誤解を与えてしまう結果になったと思います。

今後、職員の対応につきましては、そういったことがないように注意をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○18番（河合克平君）

わかりました。では、9月議会の件については、以上のとおりお願いをいたします。

また、小学校の適正規模等検討協議会等についての進行状況についての質問については、後から質問をさせていただく予定でございますが、この教育行政についての大綱ということで、その大綱を策定するというのは法律で決められているということでもあります。特に予算の権限を持つのは市長でありますので、そういったことではこの大綱というのが今後の教育行政に大きな影響を与えられるんだというふうに考えておるところであります。そういったことでは、この大綱については、今お話のあった総論的なものであるということではあるんですけども、小・中学校の適正規模等については教育環境の充実を図るとい大きなくくりの中で位置づけることになるということに今お話があったところではありますが、今現状で市として統廃合を進めようと、この大綱も含めて教育環境の充実を図るとい内容の中には統廃合を進めるべきではないかというような、そういう行政改革を含めた考え方があるのかどうか、そういったことについてお伺いいたします。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

適正化の方針は統廃合であるのかという御質問であります。適正化の方針は統廃合だけではございません。こういった内容につきましては、検討協議会のほうでいろんな方針を含め検討されている、その結果を市長部局のほうとしては待っている状況でございます。以上です。

**○18番（河合克平君）**

今、統廃合については教育委員会、適正化協議会のほうでいろいろ決めるということでお話をいただいたところでありますが、そういう中でも市として今同じく適正化を考えることと同様に進めていることとして、行政改革の一環として公共施設等総合管理計画というのを策定することで今論議をしているということをお聞きしております。この中では学校の統廃合というのを目指しているということはあるのでしょうか。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

現在策定をしております公共施設等総合管理計画につきましては、公共施設等の現状や課題、今後必要となるコストなどを施設類型ごとに基本方針を踏まえて総合的な評価を行うとしております。

**○18番（河合克平君）**

総合的な評価をするということで、今策定中と論議をしているということではありますが、第2回公共施設等総合管理計画策定委員会というところの資料、レジュメを見せていただいたところ、まだ結論づけているわけではないですけれども、議論の段階として公共施設の類型をして検討する中で、利用状況が低くて、建物性能が低い、いわゆる古いという、利用する人が少なくて建物が古いというような公共施設については、廃止、売却ということも検討に入れていかなければいけないんじゃないかというような議論がされているということがその委員会の中の資料でわかりました。

愛西市においては、公共施設の面積でいいますと、約半分、50%近くを占める学校施設について、今どういう状況なのかということで類型がその場でも表としてあらわれてはいたんですが、その中で八開地区、立田地区の学校施設が廃止や売却の対象の範囲に含まれるような検討資料が出ておりました。

今のところまだそういうことは考えていないということなんですが、学校施設等について統廃合の検討をそういう公共施設等管理計画の中でも行っていくのかということについて、再度お伺いいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

施設類型ごとの評価において低いものを直ちに統廃合へ分類していくものではございません。建物性能や利用状況を定量的な一つの評価の目安と捉え、施設類型ごとの方向性や配置状況のほか、関連計画による方針や政策的判断を加えるなど総合的な評価に基づき、施設の方向性を整理していくものと考えております。

**○18番（河合克平君）**

そうしますと、今言ったように総合的に、また類型的にいろいろと計画が出される中で検討しながら公共施設については考えていくということでお答えいただきましたが、そういったこ

とではまだ現状で小中学校適正規模等検討協議会の内容を待っている状況であるかというふう  
に感じるわけですが、そういった認識でよろしいでしょうか。学校の施設について、統廃合等  
については、市としてはまだ全くそういったことを考えている状況ではないというふうな認識  
でよろしいか、お伺いします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

さきに答弁もさせていただきましたが、公共施設等総合管理計画におきましては、施設類型  
ごとの基本方針を踏まえて総合的な評価を行うということでございますので、よろしく願い  
をいたします。

**○18番（河合克平君）**

では、市として総合的にこれから判断していくということだということで、まだ明確な方向  
は出ていないということの回答をいただいたというふうに考えて、別の質問に移りたいと思  
います。

第1の質問で、小中学校適正規模等検討委員会で今後の計画について決めていくというこ  
とで先ほども御回答があったところであります。

全ての市民の関心事として意見調整を行っていくということであると思いますが、現在のP  
T Aの人の、非公式であるということですがアンケートをとった内容について、現在の保護者  
が感じている状況というのをそのアンケートは客観視している部分があるんじゃないかとい  
うふうにも思うものなので、ぜひ明らかにしていただけないかと思うわけなんですけど、今明ら  
かにしていただくことはできないのでしょうか。できないのであれば、できない理由についてお答  
えをいただきたいと思えます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

アンケートの公表ということでございますが、このアンケートの公表及び取り扱いについま  
しては、協議会の中で十分に検討いたしました。その結果、アンケートに関しては各学校のP  
T Aの役員というごく限られた範囲の中で行われたものでございますので、協議会としては、  
結果が地域懇談会の前に公の場に出ることによって、ほかの方々の今後の御意見に影響する  
のではないかと、そういった懸念によって公表を控えることとなりました。

今後は協議が進んでいく中で公表も考えておりますので、よろしく願いをいたします。以  
上です。

**○18番（河合克平君）**

議論の中で結果が初めに出ることによって議論の内容が進んでいかないというか、方向性が  
一つの方向性になってしまうといけないというような話なんですけれども、実際私、地域懇談  
会に参加させていただく中で、論議の糸口として、この地区では結果としてこういう状況が  
ありますというような内容の案内がありました。その中で議論をしていくということをしており  
ましたので、私独自に計算、またその案内があった内容をまとめたものをつくりましたので、  
独自につくったものですが、こういった内容でありました。アンケートは多岐にわたっており  
ますので、その内容全てではありません。協議会の中で案内があったものについてだけその内

容をつくりましたので、ごらんいただきたいと思います。

大きい丸は全体であります。右のほうの赤いところの部分については現状維持を求めると。現状維持のままでいいというのが大体40%ほどですね、全体で。という結果が出ております。

下のほうの丸については、八開地区については20%ほどが現状維持のままと。小中一貫、また統廃合については、求めるは40%ほどの方がいらっしゃるということであるとか、立田地区では20%の右上の赤いところが求めるところで、八開地区よりは現状維持のほうが多いということですね。あと、佐屋地区についても現状維持は全体と同じぐらいの40%ぐらい。ちなみに佐織地区については、現状維持のままでいいというのは49%ですから、約50%近くの人が現状のままでいいというのが佐織地区のPTAの方の回答であったと。

これは一つの参考というのか、今のPTAの役員さんに限ったものだけということなので、これでどうこうということではないと思いますが、こういったアンケートの結果というのも考慮に入れてさまざまな議論を行っていくということになっているかと思いますが、この協議会で作成する基本計画について、今後のスケジュール、それからその内容、そして計画には具体的な地域、地区の小学校がこうなるというような具体的なものが入ってくるのかどうか、そういったことについて、予定される基本計画についての内容をお伺いできればお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

今後のスケジュールといたしましては、小中学校適正規模等検討協議会で意見を取りまとめまして、教育委員会へ素案の提案をしていただきます。そして、教育委員会で素案を作成することになります。その後、地域説明会をいたしまして、基本計画原案を作成、そしてパブリックコメントを経て、平成29年6月をめどに基本計画を策定したいと考えております。

ただし、協議会の進捗状況によりましては変更が生じるかもわかりませんので、よろしくお願いをいたします。

また、基本計画の内容につきましては、現在皆様の御意見を集めている状況でありまして、今後協議会の中で協議してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○18番（河合克平君）

再来年の6月をめどに計画をつくっていくということですが、まだそれは今のところ議論の状況を含めて、そこをめどにするけれども、まだまだわからないよというようなお話が今あったと思います。

ぜひ時間がかかっても市民の総意を反映したものにしてほしいと思うわけですが、大体計画をつくるときには3年ですとか5年ですとかという計画期間をつくって、見直しをしたり検証したりということを考えていくわけなんです、今回のこの基本計画については、そのようなことを考えているかどうかについてお伺いいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

計画の検証はということでございますけれども、現在計画を策定する作業中でございますの

で、現段階ではそのようなことはまだ考えておりません。よろしく願いをいたします。

**○18番（河合克平君）**

では、そういったことも含めて検討していただきたいと思います。

また、地域懇談会において、先ほどの部長のほうからも意見があったという内容でありましたさまざまな意見を聴取する方法として、未就学児の人の保護者の方だとか、今通っている児童・生徒の保護者の方ですとか、また教師の方ですとか、それから卒業生、地域の先輩方々、幅広く意見を聞いてほしいというようなお話もあったかと思います。そういった方々にもアンケートをとって、愛西市全体の意見として集約をするべきではないかということが地域懇談会の中でもお話がありました。

今後そのようなことも方法に入れていくかどうかについてお伺いいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

具体的な中身の話でございますけれども、基本計画の中では検討していきたいというような考えは持っております。

**○18番（河合克平君）**

わかりました。

では、そういったこともあわせて検討していただいて、本当に総意、さまざまな方の御意見を踏まえながら、この小・中学校の適正化というものを考えていっていただきたいというふうに思っております。

今回の今議論をしている状況の適正協議会の中で、1つ計画の素案をまとめるに当たって考慮してほしいという内容を要望として、また質問としてお伺いしたいと思います。

基本方針の策定で、よりよい教育環境となる学校規模と配置を決めていきたいということで基本方針を策定した中で、そういう思いを持って策定をしましたということが書かれておりますが、具体的に今、よりよいということは今の教育環境が悪いのか、そういったことを踏まえてしているのか、よりよい環境ということについて、具体的に目指すべき内容というものをお伺いしたいと思います。

**○教育部長（石黒貞明君）**

よりよい教育環境ということでございますけれども、よりよいという表現につきましては、現在が悪いという状況であるという意味ではございません。今の状況よりも児童・生徒にとって最も適した教育環境を整えていくという、そういう意味で使っております。

そして、よりよい教育環境といいますのは、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にありますように、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的をよりよく実現するための環境のことでございます。これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しまして、現在の学級数、児童・生徒と今後の学級数と児童・生徒数のもとで具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民の方々と共通理解を図りながら整えていく教育環境のことでございます。以上でございます。

### ○18番（河合克平君）

わかりました。

それぞれの課題を教育内容等を含めて総合的に分析をしていくということでお話があったところではありますが、教育の課題として学力の問題やいじめの問題というのが、そういったことも課題としてあるかと思います。そういったことでは今いじめの、これは各小学校、中学校の件数の表をつくったところなんですけど、もうちょっと下のほうに佐屋中の件数が23件、28件、これはいじめだけなんですけど、突出しているというのか、そういう状況になっております。そういったことでは適正化ということを考えるのであれば、今小規模等についてのお話が非常にあるところではありますが、マンモス的な生徒が多いところについては、課題についてもあるというふうに考えるわけです。

現在は、中学校については1年生が35人学級ということで、2年生、3年生は40人学級ということをしておるところではありますが、私の息子もそうだったんですけども、1年生のときには緊張していて、2年生になると多少ほっとしながら、3年生になると受験があるので襟を正すわけじゃないですけど、そういう中で一番不安定な2年生までこの35人学級を拡大して市として加配を行っていく、市の政策として常任講師を置いて加配を行っていくべきじゃないかということを考えるわけです。

今、実際佐屋中の現場の先生から、本当に教師が不足しているんだと、何とかしてほしいんだというようなお話も聞いておるところでありますので、そういったことも含めて1つをプラスの生徒・児童の定数ということも含めて考えるべきだと、適正化ということを考えるなら考えるべきではないかというふうに考えるわけですが、その辺についてお伺いできますでしょうか。

### ○教育部長（石黒貞明君）

いろんな御質問をいただいておりますけれども、まず佐屋中の話でございますが、当然議員が言われますこともありますけれども、佐屋中に限ったことではございません。各学校においても大なり小なりさまざまな課題を抱えておりますので、個々の課題に対しては学校、家庭、県の教育委員会と連携し、協力しながら現在も取り組んでまいります。

そして、一番不安定になる2年生までを35人学級を市として加配をということでございますけれども、これにつきましては少人数学級の実施は国や県が責任を負うべきであると考えております。新たな定数改善計画が早期に策定、実施されるよう国や県へ関係機関ともども要望してまいりたいというふうに思っております。

あと、佐屋中の現場の先生からは教師が不足していると悲鳴を聞くがということでございますけれども、個別佐屋中学校より市教育委員会へのその旨の御意見は伺ってはおりませんが、佐屋中学校に限らず、各学校の教員の方々は日々努力されておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

### ○18番（河合克平君）

小・中学校の適正化ということを考える上で、今の定数ということで人数の少子化がある中

で、小学校自体も小学生や中学生の人数が減ってきているということの中での課題を解決するという点もあるかと思いますが、多いところの課題もやはりあるということでもちょっと案内をさせていただいたところでもあります。

そういったことも含めて適正化ということを考えるのであれば、あわせて考慮に入れて論議を進めていっていただきたいというふうに思っておるところでもあります。

今現時点で適正化ということで、基本方針の中では4つの方策ということをもって方針が出ているところでもあります。

この4つの方策というのは、26年から討議をされる中で、まずは規模が小さいところ、また小規模校のところについては、まず1つ目としては通学区域の再編を行って、そして学校の統廃合などを考えながら通学方法の検討も行って、小・中学校の一貫教育もしてはどうかというような、そういう4つの点について考えていこうということで提案がされているところでもあります。4つの方法が示される中で地域懇談会も行われました。

その中で、26年の12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランという、今回の質問の中でもいろいろな方が言われましたけれども、その中において、小・中学校の適正化規模について論じているところがあります。

どういふなっているかというのと、統廃合を行うということをするのであれば、それは進めるというところはあるんですが、小規模校を存続させるということも一つの地方創生の戦略としては考えてもいいですよという内容が入っておるところでもあります。また、休校したときの学校についても再開をしてもいいですよという内容がこのまち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランという地方創生の国が決めたプランの中で小・中学校の適正規模を進めるに当たっての手引書としてそれを明らかに国が方向性を示しているところでもあります。

そういったことでは、今あるところの4つの方法だけではなくて、小規模の学校を残していくということについても検討する内容としては、国が検討してもいいですよという内容が入っているわけなんですけど、今回4つの方法しか入っていませんので、この小規模化を存続していく、小規模な学校のメリットを大きくして、デメリットを小さくする中で、小規模化を残していくというような、そういうことについてもあわせて協議会の中で議論を進めていただけないかというふうに考えるわけですが、御意見をお願いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

国の出されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランと基本方針につきましては、ほぼ同時期に完成しております。協議会においても小規模校のメリットを最大限に生かしていくことも検討しなければならないと考えております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

ぜひそういう小規模であってもメリットを最大化して、デメリットも緩和をするというような方向は国が出しているということも考慮に入れながらしていただきたいと考えるわけです。

例えばことしの6月に八開の中学校の生徒がレンコンの洋菓子を東京に持って行って、JRの浦安駅で販売をしたというようなことで新聞報道もされておりました。そして、自治基本条

例の出前講座というのがありまして、その出前講座に参加された方からは、やっぱり八開地区の人、立田中学校の子供たちに対する出前講座と佐屋中、佐織中とちょっと違ったかなと。本当に主体的に考えられたのは小規模な学校のほうがより感じられたなというような感想もいただいているところであります。そういったことでは、ただ単に合併をする、統合するというのではなくて、小規模なものを残していきながら、そのメリットを最大化するということも大いに議論を進めていただきたい、そのように考えるわけです。

教育の手法として、班別に教育を進めるということがあります。班別には5人、6人という形で、小規模にする中で個々の意見がより浮き上がっていいものになると、また他人事や無関心意識というのが排除をされて、より主体的に教育が進むというような効果等もあるんじゃないかというふうに考えられますので、そういったことではわざわざ統合して大きくすることばかりではなくて、小さいままで小さいなりのいいことというものを続けていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、そのような議論を進めていただきたいと思っております。

また、同様の基本方針については、留意すべき点ということで、この4つのほかにさまざまに適正化を考える中で留意をしないといけないよということが論じられているところであります。その留意すべき内容については、地域の実情というものをどれだけ考えられるかということですか、学校というものがその地域でどれだけのウエートがあるのか、コミュニティーという中でどれぐらいの位置づけがあるのかということも留意すべき点として上げられているところであります。

そういったことでは、その学校の存在として地域のコミュニティーの核としての存在についての位置づけというのは、市としてはどのように思っているのかお伺いします。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

市内の多くのコミュニティー推進協議会は、基本的に小学校区単位のエリアで設置されています。その中でさまざまな形でコミュニティー活動を展開し、お互いの交流が図られています。

一番大事なのは、コミュニティーの核は人であり、施設ではないと、このように考えております。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

人であり施設でないということで明快にお答えをいただいたわけですが、先日NHKで廃校が招いた過疎という番組をしていました。学校がなくなることによって、一層そこが過疎が進んでいく、地域が、コミュニティーが壊れていくというような内容が報道をされておりました。

八開地区の懇談会で、ある人が、居住地を考える、住むところを考えるのであれば、学校が近くにあると、それは住むということの一つの条件になるよねというお話もありました。

先ほどもコミュニティーの中心は人であると、学校ではないという、施設ではないということだったんですが、そういったことも含めて市としてどう考えていくのかについてお伺いをしたいと思います。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

先ほどとよく似た答弁にはなりますが、コミュニティーの形成の仕方はさまざまな形があるということで、地域のコミュニティーの核としての集まりは、あるいは人が中心でエリア的なものであるということで、学校という建物ではないと、このように考えております。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

ということは、学校がなくてもコミュニティーの形成はされるという内容でいいかと、そういう認識だということではよろしいでしょうか。

もう1つ、学校の役割、学校は教育施設であるということでもあるんですけども、避難所という役割ももう1つ、コミュニティーを考える上で学校がそういう役割もあるかというふうにと考えるとありますが、そういったことも含めて学校の存在について、市としてどういう見解を持っているのか、避難所であるということについての見解はどのように考えていらっしゃるかをお教えてください。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

議員おっしゃられたとおり、学校は教育施設でございます。しかし、災害発生時におきましては避難施設の一つであると考えております。

**○18番（河合克平君）**

まだ今いろいろと論議がされている、話し合いがされているという状況の中で、明確なお答えがいただけるとは思ってはおりませんが、ただそれぞれの学校があるコミュニティー、その地域がどうあるべきかということもあわせてぜひ考えていただきたいですし、その地域が発展することが子供の成長にとってもいいことであるということには言わなくてもわかってみえるところだと思いますが、そういったことも含めて小・中学校の適正化の方法についてぜひ考えていただきたいと、そのように思います。

また、それぞれの地域についてのどうあるべきかということとはまた別に、各地域全ての4地区で出たことなんですが、少子化や人口が減少しているのについては、結果として小学生、中学生が減っていて、そういった適正化を考えないかんということではあるんですけども、市として人口減少と少子化に歯どめをかけるような政策は持っていないのかというようなことが各懇談会、全ての懇談会でそういった内容が出ました。そういったことでは、現状の推計される人口減少だけを甘んじて受け入れる中で市の適正化を考えていくということではなくて、それを拡大する、また歯どめをかけるような、そういうことが市としてはやっぱりもう1つ政策として必要ではないかというような内容が、地区の懇談会では御意見としていただいたところでありました。

以前から私も要望しているところでもありますし、この10月23日には中日新聞の報道でありましたが、一宮市が子供の医療費の中学校卒業までの窓口無料化というのをするというに決定をしたと、この4月からですね、という報道もありました。そういったことでは、現状の愛知県内で子供の医療費の無料化が中学校卒業まで拡大していない、人口比でいいますと本当に少ない状況になってきたわけでありまして。そういったことでは、その子供の医療費の無料化

ということについて、市として、私自身は少子化、また地域、愛西市に住みたいと思う一つの選択の内容にはなるかというふうに考えておるわけですが、市としてはその子供の医療費の無料化について、どのような見解を持っていらっしゃるのかをお伺いいたします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

少子化の歯どめにつきましては、結婚しない人がふえたり、結婚年齢が上がっているなど、さまざまな要因によるものと考えております。子供医療費の拡大の影響があるということは考えておりませんし、子供医療費の助成事業につきましては、以前の議会でもお答えをさせていただいておりますけれども、通院医療費の中学生までの拡大につきましては、現在のところ未定でございます。

**○18番（河合克平君）**

もう一度、部長、確認しますが、子供の医療費の助成は少子化を食いとめる、少子化を少しでも歯どめをかけるようなことにはつながらないという認識でいいでしょうか。

**○市民生活部長（永田和美君）**

先ほども一宮市の話が出たわけでございますけれども、多くの自治体がこの制度の目的としては、子供の健康保持・増進を掲げてみえます。

また一方で、厚生労働省におきましては、晩婚化、晩産化が進んでいるということに加えまして、婚姻の適齢期の若い世代の数が少なくなっているというようなことを踏まえたことが少子化の原因というようなことも報道でなされております。

このようなことを考慮しますと、少子化の課題解決の方策と子供医療費無料化拡大との因果関係は余りないのではないかというふうに考えておるところでございます。

**○18番（河合克平君）**

最初はないと言っていたのが余りないというふうにちょっと変わったわけですが、ずうっとこの間もお話ししているんですけど、やっぱり子供たちが安心して暮らせる町をということを考えたとき、また隣の弥富市では、先進的にそういったことを進めている中で人口がどんどんふえてきた。減る状況が縮小されている状況ですとか、そういうことを考えるなら、今ほど安心して暮らせる、医療助成がされている町で子育てがしたいという中で引っ越してくる人もいられるでしょうし、流出をとめることもできるでしょうし、そういったことを考えていくべきではないかというふうに考えておりますので、再度そういったことも検討していただけないかと。

今未定であるということなんですけれども、やらないということではないという回答だと思いますが、未定であるということなので、いつごろやられるのかということも含めて、人口減少に歯どめをかけることにもつながるんじゃないかというふうに私は考えるわけですが、そういったことも含めてもう一度お答えをいただけないでしょうか。

**○市民生活部長（永田和美君）**

現在、御承知のとおり、愛西市では通院につきましては小学校6年生まで全て自己負担が無料となっております。県下の他市町の状況から見ましても、所得制限を設けられたり、償還払いによる一部自己負担が生じているという市町村もございます。拡大するにつきましては、そ

ういったようなことも視野に入れて検討しなければなりませんし、限られた予算の範囲内で実施できないかということも考えなければならぬと考えております。

したがって、拡大につきましては、先ほど申し上げましたように、現在のところ未定でございますので、よろしく申し上げます。

**○18番（河合克平君）**

ずうっと言い続けておりました平行線ですのであれですが、ぜひ考えていただきたいということと、あと人口の増加を図るためということで、きのう吉川さんの質問にもありましたが、空き家を使用した子育て支援の住宅の整備というものを行ってはどうかというふうに考えておるところであります。

特に八開地区などで今人口減少があるということなのですが、実際に既存宅地を開発して新築の家を建てて、人口の増加を図っていくということを市が主導で行っていけないだろうかという吉川さんの質問に、部長が答えられた3年間は固定資産税を減額するというような方法を使っている自治体があるということでしたので、企業誘致の中で3年間固定資産税分を返すということもしております。そういった条例もできましたが、子供たち、若い世代が移り住めるようなそういう政策も含めて空き家利用を考えていくべきではないかというふうに考えるわけですが、見解をお願いいたします。

**○企画部長（佐藤信男君）**

空き家の利用ということでほかの議員の方からも御質問をいただいておりますが、現在その空き家という点では、住宅土地の統計調査の平成25年度の集計結果によりますと、愛西市の空き家の総数は2,300戸というふうになっております。まだ現在利用できる空き家の把握等ができていないというような状況であります。

現在策定中でありますひと・まち・しごと創生総合戦略の中で、人口減少に対する空き家等の対策関係は検討していかなければならないと、こういうようなことを考えておりますので、こちらの中で検討を続けていくと、このように考えております。

**○18番（河合克平君）**

小・中学校の適正化を進めるという中で、基本計画が策定されるに当たって、今検討されているということでもあります。そういったことでは本当に真に子供たちが住んでよかったと、また教育がそういう一番いい教育環境になるようにということで、文字どおりそういう愛西市を、また教育環境をつくっていくということにぜひ議論、また御尽力をいただければということをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（鬼頭勝治君）**

18番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は、14時40分といたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

**○議長（鬼頭勝治君）**

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位11番の20番・加藤敏彦議員の質問を許します。

20番・加藤敏彦議員。

## ○20番（加藤敏彦君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

きょうは、1つには、佐織中学校のくい工事の偽装問題について。そして、1つには、庁舎統合事業についてお尋ねをします。よろしく願いいたします。

1項目めの佐織中学校のくい工事の偽装問題についてですが、この項目につきましては、昨日は山岡議員が同様の質問をしておりますので、重複するところもあると思いますが、よろしく願いいたします。

11月13日に、佐織中学校校舎等建設工事のくい工事について、施工業者においてくい施工報告書を検討した結果、不正が行われていた疑いがあったため、旭化成建材へ照会したところ、くい施工データの流用を認めたとの報告がありましたとの報道がされました。まさか愛西市の公共施設において偽装工事が行われていたとは思いませんでした。

横浜市の大型マンションの傾きに端を発して明らかになった旭化成建材のくい打ち工事のデータ偽装は、公共公営住宅や学校など、全国各地の公共施設にまで波及し、国民は不安を募らせております。横浜市のマンションの現場責任者だけでなく、旭化成建材の社員数十人が偽装に関与した疑いや、同社以外の工事でも偽装を指摘する証言が報じられるなど、建設業界の構造的問題として広がりを見せています。

くい偽装事件の根本にあるのは、建物の安全性確保が民間企業任せにされ、国や地方自治体が責任を負わない仕組みになっていることでもあります。1998年の建築基準法改正で、地方自治体の建築主事が建築確認、検査を行っていたものを民間の指定確認検査機関に門戸を開放しました。建築基準を仕様規定から性能規定に転換し、柱の太さなど個々の仕様は問わずに、建物全体で性能は確保されればいいと簡略したのです。効率を優先した建築行政の規制緩和が背景です。建設業界の多重下請構造も責任の所在を不明確にしています。横浜のマンションの場合では、元請が三井住友建設から、1次下請の日立ハイテクノロジーズ、2次下請の旭化成建材、3次下請業者と多重下請となっており、責任が下へ下へと転嫁されてきました。

今回の佐織中学校校舎等建設工事のくい工事において偽装工事が行われていたことについて、市としてどのように思われるかお尋ねをいたします。

次に、2項目めの庁舎統合事業についてお尋ねをいたします。

鬼怒川の堤防決壊による大規模水害から、間もなく2カ月になります。9月10日の午後、鬼怒川では、茨城県常総市の堤防が延長200メートルにわたって決壊しました。この時期、17号、18号台風が発生していたため、帯状に雨を降り続けさせる線状降水帯が栃木県と茨城県を南北に流れる鬼怒川の上にできました。

今回の降水量は、鬼怒川流域で24時間雨量541ミリを記録しました。これまでの記録の残っている24時間最大雨量は289ミリであったため、今回の雨量は想定を大きく超えていました。

そして、堤防決壊から9時間後には、避難所になっていた常総市役所本庁舎も浸水し、孤立する事態になりました。市の災害対策本部が置かれた「司令塔」が水に囲まれ、一時機能不全に陥った。職員や避難者などが外に出られなくなり、駐車場の車が水没した。市は洪水ハザードマップで同庁舎の浸水を予想していたが、電源設備が浸水し、使用不能になるなど、市の危機管理のあり方が問われることになりました。常総市の庁舎は、昨年11月に新築したばかりで、防災機能の強化を売りの一つとして整備されました。市の財政課は、電源設備は多くの施設で1階に設置されており、一般的なこととし、市役所の浸水は想定していなかったと説明していました。今回の大水害で被災し、一時機能不全に陥った常総市役所、これまでに避難指示の発令のおくれや安否不明者の発表をめぐる県や県警との行き違いなどの対応のまずさも指摘されました。災害発生時、復旧や復興に向けた対策、対応の中心となるはずの市庁舎のあり方を含め、今後の危機管理の強化に大きな課題を残しました。

鬼怒川の決壊により、常総市役所及び市内広域で甚大な被害を受けた経緯がありますが、市としてどう思われるかお尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、まず佐織中学校のくい工事の偽装問題に関する事で、市としてどのように思われるかという質問でございます。

このくい打ちデータ改ざん問題につきましては、その発端となりました横浜市のマンションを初め、当初発表では全国で3,040件、その後、また追加の12件がございまして、合わせて3,052件であり、そのうち360件について流用等が判明をいたしております。国土交通省において、旭化成建材に対して、直ちに施工データの流用等が明らかになった建築物について安全性の確認と発注者に対する連絡を指示がされております。また、関係地方公共団体に対しましては、対象建築物の安全性を確認するよう要請をされております。今後、建物の安全性の確認方法などについて、国や愛知県の指導に基づき、元請業者を窓口にして現在協議をしているところでございます。

愛西市立佐織中学校建設のくい打ち工事につきましては、平成16年度、17年度にわたり施工がされております。その工事の中でデータ流用などの不正が行われたことは、市として大変遺憾であると思っております。また、この問題の発覚後、工事関係者等で調査を進めていく過程で、市へ伝えられる情報も二転三転してしております。現在、施工業者に対し、建物の構造安全性の検証やくい施工データ流用の原因究明など、適切な対応を要請しておるところでございます。

続きまして、鬼怒川の決壊による常総市役所の被害についてどう思うかという御質問でございます。

愛西市におきましても、木曾川や日光川など、複数の河川を有しております。昭和51年には、目比川が決壊したことによる浸水被害を経験しております。また、市域のほとんどが海拔ゼロメートル以下の地帯でございまして、川への排水はポンプによる排水が必要であり、河川の整備水準を超えるような大雨が降ると川から水があふれるなど、大災害の発生が心配されております。市民の皆様には、日ごろから雨の降り方や河川の水位などに注意をし、洪水に対する備

えをしていただくとともに、洪水氾濫の危険がある場合にはどのような行動をとるべきかについて、洪水時の安全な避難行動につなげていきたいと思っております。

常総市の場合は、市役所の浸水予測が1メートルから2メートル未満の浸水が想定されていたにもかかわらず、堤防の決壊は想定していなかったことや、住民への避難指示のおくれや誤りといった問題もあり、甚大な被害を受けたということでございますので、平時のときにも用心を怠らず、災害への対応が十分できるように備えていく必要があると考えております。

#### ○20番（加藤敏彦君）

それでは、引き続き質問を行っていきます。

1項目めの佐織中学校のくい工事の偽装問題についてであります。佐織中学校のくい工事の偽装が明らかになった経過について、説明をお願いいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

くいの偽装が明らかになった経緯ということでございます。

ことしの10月15日に、旭化成建材から横浜市所在のマンションにおけるくい工事の一部について、施工のふぐあい及び施工報告書のデータの転用、過失があったことが判明したとの公表から、同月の22日に、全国の過去10年間のくい工事实績が公表をされました。10月23日以降、同様のくい工事实績等について各課へ照会するなど、愛知県の建築指導課や工事関係者への聞き取りや工事書類の収集を進めている中で、旭化成建材が国への報告の期限とされていた11月13日に元請業者、安藤・間名古屋支店でございますが、元請業者から市に対し電話報告を受け、11月16日、正式に元請業者からデータの偽装があった旨の報告がございました。この経過につきましては、元請業者がくい打ち施工報告書に添付された電流計データの改ざん等の疑いがあるものを旭化成建材に指摘をし、調査の結果、データ改ざん等を認めたため、その報告を受けたものでございます。

#### ○20番（加藤敏彦君）

10月に横浜のマンションの偽装が明らかになりましたが、愛西市の発表は11月だったわけですが、発表まで時間がたったのはなぜか、お尋ねをいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

この時間がたったのはなぜかという御質問でございます。

旭化成建材によるくいデータの改ざん問題につきましては、旭化成建材からことしの10月15日の文書発表を初め、10月22日、11月2日、11月13日、24日、国土交通省からそれぞれ報道発表がありました。その間に愛知県からの情報提供、施工業者へ事実確認の聞き取りなどを得て、10月27日に愛知県から愛西市の施工リストを入手し、同日第1回目の報道発表をいたしております。その時点では、旭化成建材の関与件数のほか、施工方法が異なるということや、横浜物件担当の関与がなかったということを報告いたしております。その後の調査によりまして、11月2日に元請業者から横浜物件担当者の関与があった旨の報告を受け、くい施工データの改ざん等の有無について調査の指示をしております。引き続き調査を進める中で、11月9日に愛知県からくいデータの改ざん等の疑いのある旨の報告を受け、13日に元請業者から佐織中学校の

1期、2期工事、くい打ち工事において旭化成建材が改ざん等を認めたという報告を受けたことにより、2回目の報道発表をいたしております。16日には、データの改ざん等の箇所、本数等の説明を受け、国・愛知県の指導に従って対応していくことを打ち合わせております。

このことから、くいデータ改ざん等の事実が判明したため、今後の対応といたしまして、建物の安全性の確認方法などについて、国や県の指導に基づき、元請業者を窓口協議をしているところでございます。

**○20番（加藤敏彦君）**

発表までにいろんな経過があり、発表がおくれたわけですがけれども、そもそもこの佐織中学校の施工を行った業者名、先ほど安藤・間という名称も出ておりますが、下請構造のこの建設業界で、元請業者、くい工事請負業者、実際のくいの施工を行った業者についてお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

佐織中学校校舎建設工事における工事請負業者につきましては、安藤建設株式会社、大末建設株式会社、ワシノ建設株式会社による特定建設工事共同企業体でございます。また、下請となりますくい打ちの工事請負業者につきましては、東海コンクリート工業株式会社が1次下請施工業者となり、その2次下請施工業者として旭化成建材株式会社が請け負っておりました。以上でございます。

**○20番（加藤敏彦君）**

この施工を行うのは施工業者でありますけど、同時に施工監理する者もおります。佐織中学校の施工監理者は誰であったのか。また、くい工事の偽装がわからなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

施工監理業者といたしましては、株式会社ワシノ設計が設計監理業務として工事監理をして請け負っておりました。監理業務として、工期中、現場には常駐して全てのくいについて設計どおり施行されているか、施工状態に問題はないか確認をしておりましたが、今回、偽装問題となっています電流計のデータにつきましては、くい打ち業者からの施工報告書にて当時確認を行っておりますが、施工データを流用するなど巧妙な偽装がされたということもありまして、発見ができなかったということでございます。以上でございます。

**○20番（加藤敏彦君）**

施工監理は設計を行ったこのワシノ設計であるということですが、設計業者と監理業者が同じであるということも問題の一つではないかというふうには思います。今後の課題だと思います。

次に、佐織中学校の建物の現況について、どのような確認を行ったのか、問題はなかったのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

11月12日に、佐織中学校の建物の内・外のひび割れ、沈下、傾斜などにつきまして、測量機

材、トランシットレベル、レーザー墨出し機などを使って、関係者、市と設計業者でございますが、元請業者も立ち会いのもとに測量を実施いたしております。その結果、各箇所の数値を確認する限りでは、建物に影響を及ぼすような結果は見当たりませんでした。

現時点では安全性に問題が生じている事実は見受けられませんが、引き続き、国や県の指導により建物の安全確保のために必要な対策を講じていくものいたします。

**○20番（加藤敏彦君）**

建物の現況について確認を行われたわけですが、それは外から見た確認ということで、本当に建物が設計どおり施工が行われているか、本当に確認できるのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

今回は、くいデータの改ざんということでございますので、くいデータの改ざんが判明した物件につきましては、くい打ち施工記録の確認やボーリング調査等により、くいが支持層へ到達しているのかどうか、そういった調査をしていくこととなります。国の対応といたしまして、横浜市のマンションの担当者が関与した物件や、データ改ざんが明らかになった物件につきましては、先行して調査を行い、11月中にめどをつけ、早急な調査が困難なものを除き、報告できるよう作業したいと考えているというコメントがされております。また、調査の結果、くいが支持層に未到達であることが明らかになった物件については、構造計算等によりさらに安全性の確保を求めるものとしております。

**○20番（加藤敏彦君）**

目視で、見た目で見えない部分についても調査していくということでもあります。今は地震などもなく、建物が建っているわけですが、心配なのは、今後大地震などが起きた場合にこの強度が保てるかどうか、これが大変心配なんですけど、その点についてどのようにお考えでしょうか。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

今現在、愛知県の建築指導課によりまして、元請業者に対し、建築基準法の規定に基づき建築物の安全性を確認した上で、その結果報告を求めているところでございます。

また、元請業者によりまして、くいが支持層に達しているか、工事書類等を含め検証している状況で、後日改めてボーリング調査の計画を予定しているところでございます。その結果から、安全性に問題が判明した場合には、構造安全性の検証を行い、国や県の指導のもとに効果的な対策を講じることを考えております。

**○20番（加藤敏彦君）**

強度についても、引き続き、さらに調査や対応をしていくということですが、もし、仮定の話ではありますが、建物に問題が生じた場合にどのような補償がされるのでしょうか。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

旭化成建材の報道資料では、くい工事施工物件につきましては、建物の安全性に問題がある事象が判明した場合は速やかに必要とされる措置を講じますと発表がされております。また、問題が生じた場合の施工業者への対応等につきましては、状況に応じ弁護士と相談しながら対応

していくものと思われま

○20番（加藤敏彦君）

佐織中学校のくい工事の偽装問題ですけれども、今後の市の対応についてお尋ねをしたいと思いますが、これまでの答弁についてちょっとお尋ねをいたしますが、1つは答弁の中で、11月16日にデータ改ざん等の箇所、本数の説明を受けたとありますが、1期工事、2期工事ですれぞれ何本のくい工事が行われたのか、データ改ざんの箇所、本数は幾つだったのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

佐織中学校の建設工事におけるくい工事につきましては、第1期工事が145本、第2期工事が85本で、全体で230本のくい打たれております。そのうち、旭化成建材が施工監理したくい工事本数は、第1期工事で89本、第2期工事で85本、合わせて174本でありまして、くい工事全体の約76%を占めております。

このデータの改ざん等につきましては、第1期工事の管理棟部分で12本、第2期工事の武道場棟で3本であるということを確認しております。

○20番（加藤敏彦君）

あと、答弁の中でボーリング調査を行うということではありますが、どのように行うのか、また学校生活に影響はないのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

このボーリング調査につきましては、愛知県と調査方法及び中学校と調整が整い次第着手を考えておりますが、現段階では、12月中下旬ということで、1週間ほど予定をしております。調査箇所につきましては、建物の外部で学校生活等に影響の少ない場所で仮囲いをさせていただいて、その中で調査を行うよう計画をしております。具体的には、敷地境界付近の北門東側及び管理棟の南側の植栽帯の中、あるいは武道場東隅の合計3カ所で行う予定でございます。

○20番（加藤敏彦君）

佐織中学校のくいの偽装問題、市の今後の対応、計画は説明いただきましたけれども、再度、考えについてお尋ねをいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

今後の対応についてでございますが、施工業者に対しまして、建物の構造安全性の検証やくい施工データ改ざん等の原因究明など、適切な対応を要請していくつもりでございます。また、建築物の安全性を確認する方法等につきましては、愛知県の建築指導課及び施工業者と協議した上で必要な対応をしていく考えでおります。

まずは、くいデータの改ざん等が明らかになったことから、くいが支持層に達しているか確認する必要があるため、改めてボーリング調査を予定しているところでございます。その結果、安全性に問題があるということであれば、構造安全性の検証を行い、国や県の指導のもと効果的な対策を講じることになります。以上でございます。

○20番（加藤敏彦君）

佐織中学校のくいの偽装問題につきましては、今後、国・自治体は徹底解明とともに、再発防止に向けて安全性確保のため、建築確認検査についての体制の整備や中立公正な第三者による検査体制の確立など、抜本的な改善を図って国民、住民への責任を果たす努力をされることを求めています。

次に、2項目めの統合庁舎のビジョンについてであります。常総市では想定を超える雨量によって堤防が決壊し、市役所が孤立するという事態が生じました。愛西市の市役所も海拔マイナスの域にあり、日光川などが決壊すれば浸水、孤立する可能性があると考えますが、どうでしょうか。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

統合庁舎の設計の基本方針であります市民の生活を守る庁舎として、大規模な災害に対しても行政機能を維持し、市民の生活を守る防災拠点として整備を進めてまいりました。洪水対策の面では、市役所周辺道路が標高がマイナス1.8メートルであることから、統合庁舎増築棟の1階床面の高さを標高プラスマイナスゼロメートルまで上げ、かつ防潮板を設置することにより、洪水ハザードマップの日光川浸水想定である0.5から1メートルに対し、防災拠点となる増築棟は浸水想定を踏まえ、床の高さとしております。日光川等が決壊した場合、市役所周辺は0.5メートルから1メートル冠水するため、交通移動手段は徒歩に限られますが、常総市の浸水事例を見ますと、約1日半で水が引いたとされていますので、2次災害に遭わないためにも、災害状況を見きわめた上で適切な行動が必要と思われれます。

増築棟につきましては、災害時に必要な防災設備機能は最上階部分に設置していること、また電気、上下水道など、インフラ設備は復旧まで相当期間の対応ができる設備を備えており、防災拠点としての機能が維持できるようにつくられております。そのため、常総市のように非常用発電機の水没による停電や断水、通信機能の喪失などにより孤立状態となるということはないと考えております。

しかしながら、自然災害の被害想定につきましては、過去の災害の教訓を含め、想定範囲にとらわれることなく、できる限り対応など検討していくことも必要と考えられます。以上でございます。

#### ○20番（加藤敏彦君）

今、部長の答弁の中でも、被害想定について、過去の災害の教訓を含め、想定範囲にとらわれることなくできる限りの対応をとるという答弁がありましたが、私はやはりこの市役所の災害対策本部、設置されておりますけれども、それだけでなく、八開庁舎や佐織庁舎にこの大災害対策本部を設置するべきだと考えますけれども、市の考えはどうでしょうか。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

大規模災害時における本市全体の被害状況などを踏まえ、迅速に対応していくことが必要と考えられます。災害状況に応じては、八開庁舎等に第2災害対策本部の設置という考えにつきましても、災害後に建物等が健全な状態であれば、活用は可能と思われれます。速やかな危機管理行動をしていく上では一つの選択肢であると考えます。

○20番（加藤敏彦君）

八開も選択肢の一つということではありますが、支所について質問をしていきたいと思ひます。その中で、八開の整備についても今の第2対策本部の問題も含めてお尋ねしていきたいと思ひます。

支所の整備について、9月議会では、支所の人員配置について総合支所を支所にするという形で条例の制定もされ、支所の整備についての事業は進んでおるわけですがけれども、立田、八開、佐織庁舎について、支所の整備の現状がどうなっているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

支所整備につきましては、支所整備基本計画により統合庁舎整備事業とあわせ、今年度から各種調査、設計を進めているところでございます。また、支所整備の事業費の平準化を図るために、各地区の支所整備を計画的に行えるよう業務を進めております。

今年度の事業の状況はといいますと、立田庁舎につきましては、支所として活用を図る2期増築棟の健全度調査及び耐震診断業務を実施しているところでございます。

八開庁舎につきましては、公共施設マネジメント検討部会により、公共施設の再編の基本的な考え方や利活用の検討を進めているところでございます。

佐織庁舎につきましては、支所として活用する3期増築棟の健全度調査及び実施設計業務を実施しているところでございます。

各支所整備の来年度以降の事業計画につきましては、立田支所は平成28年度に支所整備の実施設計業務、29年度には改修工事を行い、平成30年度から支所として全面供用を予定しております。

八開支所につきましては、平成28年度に既存調査の健全度調査、29年度は支所整備の実施設計、30年度に改修工事を行い、平成31年度から全面供用を予定しております。

また、佐織庁舎につきましては、来年度支所整備工事、そして29年度から支所として全面供用を予定しております。以上でございます。

○20番（加藤敏彦君）

支所整備について、まず八開庁舎についてお尋ねいたしますが、この八開庁舎については、これまで歴史資料館にというような話も出たり、またコミュニティセンターという話も聞きましたが、市の考えや地元の考えは今どうなっているのでしょうか。

○総務部長（飯谷幸良君）

八開庁舎だけではなくて、公共施設全般においては、さらなる利用ニーズに応えながら経費を節減していくには限界もあることから、施設の複合化や余剰部分を有効に活用し、施設の維持から機能の維持へ転換をしていく視点も必要であるかと思ひます。

そのため、各施設を所管する各課長で構成する公共施設等マネジメント検討部会において、量から質へ機能転換を図っていくことを前提に、既存施設の有効活用の取り組みを進めているところでございます。

八開庁舎の利活用につきましては、1階で約500平方メートル、2階の余剰空間の有効活用

が考えられますが、民間貸し付けなどを含め、課題を整備しているところであり、現段階では、具体的な利活用の方策は決まっておられません。

なお、効率的な施設運営を図るため、利用状況や他施設との複合化の可能性等も含め、行政目的に見合うものを総合的な観点から評価、検討した上で、有効活用を図るものとしてと考えております。歴史資料館の併設につきましては、運用面、また防犯面の課題も少なからずございますので、個々の課題に対する分析の整理が必要となります。

また、コミュニティセンターの併設につきましては、隣接する農業管理センターの2階に複合利用されていることもありまして、庁舎周辺施設の利活用状況等を勘案して、今後利活用を考えていく必要がございます。

また、地元の意見、考えということですが、現段階で聴取などはしておりませんが、市による利活用方針の整理、そしてアンケートによる意向調査などを踏まえ、その方向性を整理するものとしていきます。以上でございます。

#### ○20番（加藤敏彦君）

先ほど、第2災害対策本部として八開庁舎が選択肢の一つという答弁がありましたけれども、八開庁舎が代替施設としての機能を満たしていることでありますが、今後の整備計画の中にしっかり位置づけて進めていただきたいと思えます。

先ほど、常総市は1日、2日で水が引いたということですが、昭和51年の目比川の決壊のときには1週間つかっておりました。この地域は輪中の地帯でありますので、一旦水が入るとなかなか引かないんじゃないかと、そういうことも思いますので、やはり八開に第2対策本部としての位置づけをしっかりと整備していただきたいと思えますが、その点はどうでしょうか。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

統合庁舎が被災するなど使用不能な場合に、代替施設として、今八開には県との通信手段の高度情報通信システムも有しておりますし、電話、ファクス、パソコンなど、本部業務を遂行できるだけの代替機能が必要となってまいります。標高も比較的高く、水害の可能性が低い八開庁舎、今後代替施設として検討をしていきたいと思っております。

#### ○20番（加藤敏彦君）

次に、佐織庁舎についてお尋ねいたします。

佐織庁舎は今年度設計、来年度工事というような予定でありますけれども、1階にあります地域包括支援センター、これはどこに移設をされるのかお尋ねいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

佐織支所整備につきましては、第3期工事棟を活用して支所として再整備をする計画でございますが、支所整備基本計画では、1階を支所業務の遂行を優先し、整備費を抑制する観点から増築部分は必要最小限としております。そのため、包括支援サブセンターの配置につきましては、既存庁舎の有効活用を図ることを前提としておりますので、2階に配置をする計画としております。なお、地域包括支援サブセンターへの来所者に対しましては、支所と連携を図り

ながら接遇をするものとしております。また、来年の4月からは、組織再編によりまして地域包括支援センターを高齢福祉課の一部へ配置をされ、業務を行うものとなります。

○20番（加藤敏彦君）

次に、エレベーターについてお尋ねいたします。

本庁舎も、また立田もエレベーターがあるわけですが、エレベーターの設置はされるでしょうか。

○総務部長（飯谷幸良君）

既存建物へのエレベーター設置につきましては、現状も、エレベーター、佐織庁舎には設置がされておられません。ですから、新たに設置する場合、約4,000万円近い工事費、また維持管理費においても相当の費用が生ずるということでございますので、設置はしないものとしております。

○20番（加藤敏彦君）

エレベーターについては、ぜひ設置していただきたいというふうに思っておりますが、次に進みます。

確定申告の会場、今佐織庁舎2階の大会議室を使って行っておりますが、今後どこで行うのでしょうか。

○総務部長（飯谷幸良君）

佐織地区でございますが、これまで確定申告は佐織庁舎の大会議室を使用して行ってきましたので、来年、28年の確定申告は、引き続きそこで行っていただく予定をしております。しかし、平成29年の確定申告時期は、既存庁舎の解体工事と重なるため、今行っております大会議室は取り壊しということになります。支所の2階の会議室などは、できる限りそのまま使用するという考えもございますので、特定した会議などを目的とした改修計画は持っていません。なお、従前の確定申告会場と比べ、部屋空間はかなり小さくなってしまいますが、必要な設備を配置しておりますので、最小限の会場として活用を考えることはできるのではないかと考えております。

ただし、一時的な期間の暫定利用であることから、利用の可否については施設の利用予約状況、あるいは関係部署を交え、十分な協議、調整を行う必要があるのではないかと考えております。支所の2階部分が確定申告会場に使えないといった判断をした場合は、周辺の公民館などを活用するなど、そういった選択肢もございますので、利活用できる施設の部屋空間を総合的に勘案して判断をしていくものでございます。

○20番（加藤敏彦君）

佐織庁舎、佐織支所の2階についても、確定申告会場として使える場合は使っていきたいと、住民の利用に積極的に利用していきたいということでもあります。先ほど、エレベーターは設置しないということではありますが、これからやっぱり高齢化社会の中で、2階に行くためにもエレベーター設置ということをぜひ検討していただきたいと思っております。エレベーター設置のために4,000万を超える費用が要ると、毎月の維持管理費も要するというのですが、1つは

佐織庁舎は支所としての再編をするということですが、私はぜひ耐震補強をして、残して活用していただきたいというふうには思っております。

そういう点で、本庁舎の工事で既存棟の耐震補強をされたと思いますが、既存棟の耐震補強はどれくらいの費用がかかったのか、それからまたエレベーターの維持管理については、年間及びまた月ですけれども、どれくらいの維持管理費が要するのか、お尋ねをしたいと思います。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

市役所の既存棟の工事は幾らぐらいかかっているかという御質問でございます。

本庁舎の既存棟の耐震改修工事につきましては、1階、2階の北面、南面、合計16の壁面におきまして、耐震ブレース補強により耐震性を確保するものとしております。改修工事費用、諸経費、消費税を含め約3,400万円となっております。

**○20番（加藤敏彦君）**

3,000万あると耐震補強ができて、そして引き続き施設が使えるということではありますが、私は、佐織庁舎については残して市民のために活用していただきたいと。以前も取り上げましたけれども、1つは市民からは防災の拠点として残してほしいと。そしてもう1つには、やっぱり市民が活用される。先日、中日新聞でも報道されましたけれども、あま市では七宝産業会館の1階に市民活動センターが整備されて、市民活動の拠点として利用されておりますが、そういうような形で佐織庁舎を残して、市民の活動の拠点として、防災の拠点として整備できないのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

佐織庁舎を市民活動の活動拠点として施設整備を図っていく考えは持っておりません。

NPOとの連携を含めた運用方針や利用目的がしっかり定まっていないことも理由の一つに上げられます。

これまでも試行で会議室などの貸し付けを実施いたしましたが、利用実績はございません。また、施設の老朽化など、安全利用面での課題や耐震を含む改修費用、維持管理費などは、将来の財政負担を伴うものでありまして、将来の財政見通しを考慮したとき、ほかの行政施策分野におけるニーズにも応えながら、期待される行政機能を維持することは困難であると判断したものでございます。

このことは、支所整備基本計画に対するパブリックコメントにおいても、意見の趣旨と市の回答として公表させていただいております。つきましては、施設の機能分担、また既存施設を有効利用していただく点からも、市民団体の活動等は公民館、文化会館などの施設を御利用していただければと考えております。

**○20番（加藤敏彦君）**

ぜひ残して活用していただきたいという気持ちは変わりませんので、お願いします。

支所整備と関連しますが、佐織の総合福祉センターの健康推進課、保健センターが佐屋の保健センターに統一されるということではありますが、今後の活用はどのように考えておられるのか、関連してお尋ねいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

平成28年度から、保健センターの事務は佐屋保健センター1カ所で行い、健診や予防接種は今までどおり佐屋及び佐織の保健センターで実施をいたします。保健センターを含む佐織総合福祉センターの有効活用につきましては、現在策定に取り組んでおります公共施設等総合管理計画に基づき、施設類型ごとの整備方針を定め、施設全体のあり方を検討していくものとしております。

○20番（加藤敏彦君）

庁舎の統合事業についてお尋ねをしてみました。

愛西市が誕生して最大の事業であります。この事業が進められることによって、1つは合併したときに住民に説明された4つの庁舎を残して住民サービスが低下しないようにするというこの約束がほごにされております。そして、庁舎統合についても住民投票で決めてほしいという住民の意思も実現されておりました。新しい市役所を中心にまちづくりが進められておりますが、市民が主役ではなくて市役所が主役のまちづくりではないかと思えます。市民がますます住みにくくなるようなまちになってはいけません。こういう現状を踏まえて、今後の市政に取り組んでいただくことを求めて、きょうの質問を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

20番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は、15時45分といたします。

午後3時31分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位12番の15番・鷺野聡明議員の質問を許します。

15番・鷺野聡明議員。

○15番（鷺野聡明君）

最後になりましたが、今しばらくお願いします。

議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に基づきまして2点の質問をいたします。

愛西市が市民の生命と財産を守りながら、住みよく、また継続的な発展を目指していくには、財政健全化と子供たちの学力向上が重要な課題であるとの見地より尋ねます。

大項目1. 学力向上に向けた分析と対応策は。大項目2. 広告事業拡大による財源確保をであります。

大項目1の小項目1. 全国学力テストの結果分析と総括についてであります。

ここで映像をお願いします。

中部6県の学科別平均正答率の小・中学校の表を見ていただきたいと思えます。

全国の小学校6年と中学3年を対象に、本年4月に実施した全国学力テストの結果を文部科学省が公表した。下位層の成績が全国平均に近づく傾向が続き、文科省は全体の底上げが進ん

だと見ている。都道府県別平均正答率は、小・中の各教科とも、秋田、福井、石川、富山の各県が上位を占めている。2014年度調査で成績が大幅に改善した沖縄県の小学校は、今回も国語Bや算数Aで全国平均を上回るなど、同様の結果が出た。底上げが進んだとする理由について、文部科学省は、ほとんどの小学校で過去の学力テストの結果を分析し、課題の共有を図っている。秋田県などから指導法を学ぶといった取り組みも進展していると分析している。

愛知県は、基礎知識を問う小学校国語Aで全国で最下位の47位、応用力を問う小学校国語Bで45位と公表された。「愛知の小学校国語低迷」と大きく新聞紙上で取り上げられています。愛西市の小・中学校の学科別学力水準はどのようになっているのか。また、全国学力テストの結果分析と対応策、総括についてお尋ねします。

次に、小項目2．学力上位県より指導法を学ぶについて。

平成25年9月議会に、上位常連の他県や上位市に学ぶ意向はあるのかとの質問に対し、教育部長は、常により結果をおさめている県や市町村の取り組みに多くのヒントがあると考えますので、精力的に学び吸収したいとの答弁でした。私はその答弁に感動いたしました。今でも鮮明な記憶があります。今でもその答弁方針に変わりはないのか、お尋ねをします。

福井県は小・中学校全教科で4位以内、中学校3科目で1位だった。来年度予算に福井県への現職教育視察研修費を計上していただき、学力上位県より指導法を学ぶべきと考えるが、方針について尋ねる。

次に、大項目2．広告事業拡大による財源確保を。

小項目1．広告事業拡大に向けての全庁的な取り組み強化を。

本年の10月20日、兵庫県姫路市へ広告事業について学ぶため、総務委員会の行政視察に行ってきました。行財政改革推進室の係長と財政局管財課長及び公有財産総括担当より説明を受けました。姫路市では、財政状況が年々厳しくなる中、広告事業による自主財源の確保は全庁を挙げて積極的に推進していくというテーマと位置づけ、今後も継続して推進する必要があることから、姫路市行財政改革プラン2019においても取り組みに掲げておられる。広告収入の所管課、また室は12課にも及び、自主財源の確保のため、全庁的な取り組みとなっている。平成26年度の広告収入額は、広告媒体の寄附提供などを除き、2,261万円となっている。さらに今年度は、あなたの所管課で広告事業はできませんかとの問いかけメールやチラシを作成しており、積極的な提言活動も実施中とのことでした。また、広告事業者や不動産業界など、民間の知恵や情報、委ねることなどの大切さなども学ぶことができました。石見市長の財政健全化に向けての強い方針が感じ取られました。愛西市も、さらなる広告事業拡大に向けて全庁的な取り組みが必要かと思いますが、方針についてお尋ねします。

次に小項目2．自主財源確保に向けた官公庁オークションの導入を。

全国自治体の半数程度が導入していると言われている官公庁オークションは、自主財源確保の有力手段と言える。差し押さえ財産を売却し、滞納者の未納税金などを支払いに充てるインターネット公売や、不要になった市所有の財産を売却し、歳入に充てる公有財産売却などをインターネット上で実施するものだ。ヤフー官公庁オークションにおいて、2014年度の落札総額

は46億3,719万円になったと報じられています。公有財産売却という名称で、年にヤフオクで6回実施されております。よく出ている商品は、公有地や消防車や救急車などを含める公用車、役所や学校、公共機関で使用されていた備品、事務用品などいろいろです。倉庫の中で眠っている未利用の備品や、処分に困っている絵画やカメラなども高い落札率で市の財源確保に役立つのではないかと。官公庁オークションの導入を決断すべき時期が来ているかと思いますが、お尋ねをいたします。

次に小項目3. ふるさと納税への取り組み強化をについて。

愛西市を応援しようとのスローガンにて、愛西市ふるさと応援寄附金制度が昨年スタートした。昨年度と今年度、11月までの実績について尋ねたい。

寄附集めに熱心な自治体は、人口減少などで税収減に悩んでいる地域に多く、寄附額の上位10位に九州の5市町が入りました。2014年、ふるさと納税自治体ランキング1位に長崎県平戸市が入った。10億円を突破としています。上位に来る自治体は、市長やまちづくりに積極的な自治体と言えるが、愛西市はどうか。

現在、愛西市では、市外にお住まいの方で1万円以上の寄附をしていただいた方には、お礼品として農産物3品目のセットを送っています。愛西市には特産物がたくさんあります。いろいろと創意工夫をし、市民協働にてバラエティーに富んだ魅力のあるプレゼント品に拡大すべきと思いますが、方針について尋ねます。

手法の例として3点上げさせていただきます。

1. 全職員よりアイデアを募る。商工会、JAあま農協、各農業農産物組合、観光協会よりアイデアを集める。また、多くの市民からアイデアを募る。

2点目が他市町との連携。例えばお隣の稲沢市、あるいはお隣の桑名市長島町、稲沢、祖父江のギンナンとレンコンとのコラボレーションといいますか、バーター等もいいのではないかなあと思います。また、10万円以上の寄附者へのプレゼント品設定への考えも必要かと思いますので、例えば長島温泉ホテルオーリーブ宿泊と木曾三川リレーマラソンの招待券、また2つ目に四季の特産便、春、夏、秋、冬、お酒やら愛西市の特産品を年4回送る。そして、送り場所も指定していただく。あなたがお贈りしたい人に送ったらどうでしょうかということです。

これらのアクションが、農業、商工業の活性化へともつながり、自主財源の確保にも貢献できる。全国自治体間での知恵比べ、競争に勝つためには、全職員の中から強い情熱のある専任担当者も募ったらどうか。ふるさと応援寄附金10倍増、5,000万円の目標も決して夢ではないのではないかと、お尋ねをいたします。

以上で総括質問を終わります。

### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは全国学力テストの結果分析と総括についてと、学力上位県より指導法を学ぶについて御答弁申し上げます。

全国学力学習状況調査の目的につきましては、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取

り組みを通じまして、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することが目的でございます。また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることにもなります。

御指摘のとおり、愛知県の小学校国語が全国を下回っており、愛知県では、文脈に合わせて漢字を正しく書くこと、目的や意図に応じ内容を整理しながら書くことに課題が見られました。愛知県は、日本語指導が必要な外国人児童・生徒が全国一多いという特徴があるものの、その結果を真摯に受けとめ、今後の指導に生かしていく必要があると考えております。

愛西市の平均正答率でございますが、おおむね全国平均と愛知県平均の間でございます。

教育委員会としましては、各学校に全国学力学習状況調査についての分析と対策をまとめて報告すること、そして、保護者に対しましてお知らせすることを求めています。

また、愛西市教育委員会では、今年度愛知県教育委員会から学力充実プラン推進事業の委嘱を受け、各学校でそれぞれが課題を持って学力向上を目指しています。さらに、授業力の向上を目指し、教員を対象に3回の研修会を開きました。1回目につきましては、全国学力学習状況調査をどう捉えるかの研修。2回目につきましては、国語の授業を参加して、実際的な授業の進め方の研修、そして3回目は、全員を授業にいかに参加させるかの研修を行っております。

最初に述べました全国学力学習状況調査の目的であります学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを着々と進めておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、学力上位県より指導法を学べでございます。

愛西市では、いろんな資料、研修会等から、福井県や秋田県などの上位県の取り組みにヒントを求めています。福井県では、大きく3つの柱を立てています。1つ目として、知的好奇心を高めること。2つ目といたしまして、課題解決力を育てること。3つ目といたしまして、学び合う活動を充実することの3つでございます。また、秋田県では、秋田の探求型授業として、目当ての確認、そして1人で考える、そしてグループで考える、そして学級全体での探求、そして振り返るという流れの基本をつくっています。それを支えるものとして、言語活動の充実、校内研修体制の充実を上げておみえになります。

愛西市でも、全小・中学校で言語活動を重視した授業を進めております。言語活動の充実による学び合いから問題を解決していく授業を探求しています。先ほど述べました研修会も、このような授業力の向上を目指しての研修でございます。

また、各学校では、校内研修としてテーマを決めて授業研究を計画的に進めております。さらに、1月には、佐屋西小学校に各小・中学校から教員が集まりまして、学び合い、協働的な学習について授業を参観し、学習会を開きます。また、さきの両県に共通するものとして、全国学力学習状況調査とは別に、県独自の学力調査を小学校5年生と中学校2年生で実施していることが上げられます。

また、過去問題などを繰り返し行い、成果を上げたという県もあると聞いております。

愛西市では、一部マスコミが順位のみを大きく取り上げることにより、全国学力学習状況調

査の結果を上げるために学校の授業が行われるようになるなど、教育の本筋がゆがめられることのないように留意し、全国学力学習状況調査の目的のように、これからも学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立ててまいります。

学力上位県へ直接出向き、指導方法を学ぶこともよい成果が得られると考えております。要望はしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、私のほうからは、2点目の質問の広告事業拡大による財源確保をということで、まず広告事業拡大に向けての全庁的な取り組みをという御質問でございます。

愛西市の広告事業におきましては、広報紙の裏面、あるいはホームページ、広告つき案内看板、一般家庭ごみ収集カレンダー、巡回バスの車体への広告の掲載と、また企業から窓口封筒の寄附提供の受け入れを行っております。現在は、広告収入の所管課のみで取り組みをしておりますが、財政状況を鑑みますと、自主財源の確保を考えれば、一部の所管課だけではなく、やはり全庁的な取り組みも必要と考えます。

まずは、広告事業等による財源の確保について、職員の意識改革を行い、新たな財源確保への取り組みについて、先進地を参考にしながら全庁的にやりたいと考えております。

続きまして、官公庁オークションの導入をという提案でございます。

公有財産の売却におきまして、インターネットの官公庁オークションを利用するということにつきましては、少しでも自主財源の確保を考える上で有効な手段だと考えます。この官公庁オークションを利用するに当たっての事前準備、あるいは各種手続など、内容については勉強したいと思っております。そして、市税の滞納処分売却方法としてのインターネット公売につきましては、平成23年4月に利用を申し込んでおりますが、今まで利用実績はございません。差し押さえにつきましては、預金、給与、生命保険など、換価しやすいものから進めており、不動産につきましては債権保全として行っておりますが、金融機関などの債権者の抵当権や不動産価格の下落のため、配当の見込めない場合もございます。滞納者の状況に応じて滞納処分を進めるとともに、インターネット公売も有効な一つ的手段として活用していきたいと考えます。以上でございます。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

私のほうからは、ふるさと納税の関係の、まず実績について答えさせていただきます。

平成26年度実績は201件で、金額で214万7,000円でございます。平成27年度中間実績といたしまして、11月23日現在で415件、金額で425万8,000円でございます。昨年度と比較いたしまして、順調に伸びている状況でございます。

また、平成27年度上半期までの状況につきましては、総務省が公表しており、9月末現在、県内では38市中、金額で19位、件数で8位でございます。また、全国では、1,741市町村中、金額で887位、件数で613位となっております。

また、方針につきましては、今後も新聞広告掲載や市外のイベント等でのチラシ配布等のPRに力を注ぎ、愛西市の特産物をより多くの方々知っていただくよう事業推進を図ってまい

りたい、このように考えております。

それから、提案内容につきましてでございますが、特産物についていろいろと創意工夫をし、市民協働にてバラエティーに富んだ魅力あるプレゼントに拡大をという御提案につきまして、導入当初は、市のPR及び農業振興という観点から、市を最もPRできる農産物としてレンコン、米を中心にお礼の品を選定いたしました。ふるさと納税自体の趣旨という観点からは、より愛西市をPRできるものを重視すべきだと考えます。しかしながら、昨今のふるさと納税制度の高まりやほとんどの自治体が複数種類のお礼の品を用意していることから、将来的にはお礼のバリエーションを拡大し、愛西市の特産物をより多くの方々に知っていただくよう事業推進を図ってまいりたいと考えます。その中で、他市町村との連携や高額寄附への対応が可能であれば検討していきたい。

また、職員におきまして専任の担当者をとというお話もありましたが、そういったことは現時点では考えておりません。以上です。

#### ○15番（鷺野聰明君）

それでは、再質問をお願いします。

全国学力テストの結果分析の件です。

学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを着々と進めておるという答弁でございましたが、過去3年間の学力水準の推移はどのようになっているのか。また、これまでの学力向上への対策に効果は出てきているのかお尋ねいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

愛西市の子供たちの過去3年間におけます平均正答率の推移を見ますと、全体的に上昇の傾向を見てとることができます。小・中学校におきましては、平成25年度には国・県ともに下回っていたものがありましたが、現在はおおむね全国と県の平均正答率の間に位置しております。さらに、全国正答率との差を縮めている傾向もございます。また、中学校の数学につきましては、知識に関するA、活用に関するBともに3年間、全国の正答率を上回っており、今年度も上昇傾向にありました。このようなことから、子供たちに必要な学力を習得させるための広い視野からの取り組みは、徐々にではありますけれども、効果を上げてきていると考えております。以上でございます。

#### ○15番（鷺野聰明君）

ありがとうございました。

愛西市の平均正答率としては、おおむね全国平均と愛知県平均の間にあるとのことで、先生方の努力には一定の評価はしたいと思っております。全国学力テストの結果が全国平均正答率の平均以上を目指してほしいと思っておりますが、考えについてお尋ねします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

これからの愛西市を支えていく子供たちにとって、自分の未来をよりよく生きていくために必要な学力を確実につけていくことが大切であることは間違いありません。その意味では、全国学力学習状況調査ではかれる学力について高い評価を得ることは意味のあることだと思

ます。しかし、文部科学省の学力学習状況調査に関する実施要領にもありますように、調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であるので、学校の学力向上に対する取り組みは、それぞれの学校の状況、さらには個々の子供たちの状況を総合的に判断して必要な力を伸ばすことに重点目標を置いていっております。

このような取り組みは、子供たちの学習に対する意欲の向上や学習方法の確立につながり、学力の根底を支える力になります。その力があってこそその学力向上であり、全国学力学習状況調査の結果につながっていくものと考えております。以上でございます。

#### ○15番（鷺野聰明君）

それでは、学力上位県より指導法を学べについてで、再質問をお願いします。

先ほど、一部マスコミが順位のみを大きく取り上げることに批判的な見解は、的を外れているというふうに感じます。マスコミに大きく取り上げていただくことにより、大きなチャンスにつなげるきっかけと受けとめてほしいが、見解は。お願いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

御指摘の部分につきましては、一般論として批判的な見解があります。全国学力学習状況調査の結果を上げることだけに力を注がれていることへの危惧でございます。文科省も、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえると、ともに序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとしております。

愛西市では、そんな動きにならないように配慮しながら、子供たちの学力を求めていきたいと考えております。全国に比べまして愛知県の位置を知ることは、もちろん大きな刺激になると思います。学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

#### ○15番（鷺野聰明君）

それでは、再質問をお願いします。

福井県や秋田県では、全国学力学習状況調査とは別に県独自の学力調査を小学校5年生と中学校2年で実施しておるとの答弁でしたが、愛知県の教育委員会では、県独自の学力調査は検討されていないのか。どうして学力上位県に学ばないのか。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

県独自の学力調査は考えられていません。愛知県では、学力学習状況充実プラン、これは小学校版でございますけれども、それとアドバイスシートを県下全小・中学校に出し、細かな分析と授業の改善を目指しております。中学校版も間もなく出ると聞いております。

愛知県は、模擬テストをするのではなく、毎日の授業から見直し、子供の学力を捉えていきたいということを考えています。以上でございます。

#### ○15番（鷺野聰明君）

私の理想の姿を申し上げますと、教育課長、そして教育部長は、小・中学校の学力も上がり、順位についても公表したらどうかと教育長に申し出をし、また教育長においては部下からの申

し出もあり、県の教育委員会及び日永市長に対し、学力の向上により公表の具申ができるような姿になっていただきたいわけですが、私の意見は間違っているかどうか、これは教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（加藤良邦君）**

部長のほうからお答えをさせていただきましたように、愛西市の教育委員会では学力向上のために幾つもの取り組みを進めて、徐々に成果が上がりつつある、そんなふうと考えておるところであります。議員のお言葉を私どもへの励ましというふうを受けとめて、さらなる指導の充実と学習の改善により愛西市の児童・生徒の学力を向上させて、その成果に胸を張れるように努力をしていきたい、そんなふうに思っております。

**○15番（鷺野聰明君）**

ありがとうございました。

愛西市の宝である子供たちの学力向上は重要な課題であります。学力上位県へ直接出向いて、指導方法を学ぶことでよい成果が得られるとの考えは全く同感であります。厳しい財政状況とは思いますが、学力上位県への視察研修費について、来年度予算にて計上していただきたいと思っておりますが、これについては市長にお尋ねします。

**○市長（日永貴章君）**

先生の視察ということだというふうに理解をして御答弁をさせていただきます。

先ほど来、子供たちの学力向上につきましては、私も大変重要であるという認識は持っております。家庭と学校がより連携を深めていくことが必要だというふうに思っております。先生のさらなる資質向上、児童・生徒に対する指導方法につきましては、さらに充実をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、学校の先生の人事権は我々愛西市にはなかなかないものでございますので、ぜひ愛知県においてしっかりとした先生に対する資質の向上等を図っていただきたいというふうに思っておりますので、愛西市独自の予算計上については難しいというふうに思っております。以上です。

**○15番（鷺野聰明君）**

御答弁ありがとうございます。

続きまして、広告事業拡大に向けての全庁的な取り組み強化をについて尋ねます。

広告事業等による財源の確保について、職員の意識改革を行い、新たな財源確保への取り組みについて、先進地を参考にしながら全庁的に行いたいと考えているとの答弁をいただきました。ありがとうございます。

視察先の姫路市での広告事業は、難しくない4つのポイントや所管課別広告媒体、収入額一覧、そして広告提出提案書などを含め、総務委員会行政視察報告書として提出してありますので、ぜひとも参考にしていただきたいなあとと思います。

特定の地域、対象者を絞ってPRを可能とする自治体の持つ媒体を使っての広告は、企業にとって大きな価値を持っています。しかしながら、多くの自治体では広告事業を各課に任せ、その場対応としており、庁内全体の動きとなっていないのが現状であると感じる。体制を整え、

戦略を策定し、企業との連携を深めることができれば、広告収入増の余地は相当程度あるものと推察される。戦略に基づき、職員の積極的な提言活動を実施されることを期待したいが、考えについて尋ねたい。

○総務部長（飯谷幸良君）

現在、愛西市では、職員提案制度というものを導入しております。その提案制度の活用も含めまして、市の財源確保について、特定の課だけでなく全職員に考えてもらうような意識づけに努めてまいりたいと思っております。

○15番（鷺野聰明君）

広告事業拡大に向けて職員の意識改革を行い、全庁的に行いたいというすばらしい答弁をいただきました。全庁的に発信する意味からも、ここは市長から改めて方針についてお尋ねいたします。

○市長（日永貴章君）

先ほど部長からも御答弁させていただいておりますけれども、こういった市の財源確保につきましては、市職員一人一人がしっかりと認識を持って取り組むことが必要だというふうに考えておりますので、部長が御答弁させていただいたとおり進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○15番（鷺野聰明君）

次に、自主財源確保に向けた官公庁オークションの導入をについて尋ねます。

自治体の裁量で検討可能な主要な財源について増収を図るための方策、アイデアを整理することは大切だ。超過課税、都市計画税等の創設は、議会や市民との合意形成が困難と思われるが、滞納対策の強化、使用料、手数料の見直し、自治体広告事業、ネーミングライツ、官公庁ネットオークション、寄附金、ふるさと納税の拡大による増収はまだまだ検討の余地が大きい。最大の問題点は、自治体が歳出削減に目を奪われ、歳入拡大について真剣に検討、議論をしていないことである。愛西市はこのたび、公共施設の使用料の見直しを、パブリックコメントを実施し市民の皆様の御意見を伺いながら進められることには賛同したい。官公庁オークションも有効な手段だと考え、事前準備や各種手続など、まずは勉強したいとか、有効な一つの手段として活用していきたいとの前進した答弁でありましたが、具体的には来年度よりスタートできるものと理解してよろしいのか、お尋ねします。

○総務部長（飯谷幸良君）

官公庁オークションの各種事例につきまして、先進地などの取り組みも参考にしながら考えたいと思っております。なお、実施時期につきましては、今後の課題の1つでございますので、よろしく願いいたします。

○15番（鷺野聰明君）

できるだけ早いタイミングでスタートできるようにお願いしたいと思います。

次に、ふるさと納税の取り組み強化をについて尋ねます。

高額のお礼の品の設定には、随分消極的な答弁ですが、ふるさと納税寄附額の自治体ランキ

ング上位10位に入っている市町の実態について学ばれたことはありますか。

ここで映像をちょっとお願いします。

答弁で、より愛西市をPRできるものを重視すべきだとのことですが、1種類しかプレゼント品を用意していない担当部長の発言としてはふさわしくないような気もいたします。

ふるさと応援寄附金制度が昨年よりスタートできたことには大きく評価をしたいと思います。水差すような消極的な考えは改めていただきたいが、考えを尋ねます。

若い担当者に任せて、積極的に打って出ることが望ましいと思いますが、方針について尋ねます。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

インターネット等で内容を把握し、各市町の豪華な特選品の数々を見て、当市ももっとバリエーションをふやし、多くの方に愛西市の魅力を発信していきたいと考えております。しかし、全国の自治体のプレゼント合戦の過熱に対して、総務大臣から地方自治体に対し、ふるさと納税の趣旨から逸脱するような高額な返礼品であったり、換金性の高いようなものであると税法上の問題も生じるとの苦言も呈しておられます。また、特産品の選定につきましても、自治体が特定のお店から特産品を提供することに関し、自治体と企業との癒着が問題として指摘もされております。

消極的な考えは改めてほしいがということに関しましても、ふるさと納税の趣旨を踏まえ、頑張っている愛西市を広くアピールし、まずはバリエーションをふやすよう、レンコンにまさるとも劣らない特産品の選定を急ぎ、第2、第3のバリエーションアップも図っていきたいというふうに考えております。

また、積極的に打って出ればというようなお尋ねでございますが、担当は財政課及び経済課の職員で構成されており、もちろんその中には女性スタッフも含め、自由な発想と意見を取り入れ、順次積極的に進めていきたいと考えております。自主財源の確保という観点からは、高額のお礼の品の設定も効果的ではあると思いますが、ふるさと納税自体の趣旨という観点からは、より愛西市をPRできるものを重視すべきだと、このように考えております。以上です。

#### ○15番（鷺野聰明君）

以前の反応よりも一歩進んだ考え方に進もうとしているかなあというふうに聞こえますけれども、「が、が」という言葉がずっと多いような気がしますので、できたら「が」のなしのほうに一歩大きく踏み出していきたいなあと思います。御無礼します。

ここで、再質問です。

奈良市のふるさと納税の例を述べたいと思います。昨年度の奈良市への寄附は361件、約590万円、市は、市長はといいますか、特典を競い合ってお金をかけるのは本末転倒だとして、市の仏像写真や美術館の入場券などを送っていたが、昨年度の奈良市民の市外への寄附が1億3,000万円にも上ったことから、大きく方針を転換した。この10月に新たに追加されたのは16品目。100万円以上の寄附者には特注品の五月人形、または1泊30万円の奈良ホテルスイートルームペア宿泊券を追加した。ところが、11月26日現在、8,963万円の申し込みがあり、昨年

1年間の15倍以上の成果とのこと。

愛西市民の市外への寄附金はどれほどになっていますか。

**○企画部長（佐藤信男君）**

26年中の実績であります、165名で1,115万9,000円です。以上です。

**○15番（鷺野聰明君）**

ここで映像をお願いします。

あま市ふるさと納税のお礼品カタログがことしの10月に完成しました。

ふるさと納税を紹介するインターネットのふるさとチョイスがまとめた市町村別で見た昨年1月から12月の寄附額上位のうち、1位の長崎県平戸市、2位の佐賀県玄海町、3位の北海道上士幌町、4位の宮崎県綾町の4自治体は、寄附金額が個人住民税を上回ったとして聞いています。

寄附額の多い自治体には工夫があります。1位である平戸市の平成25年度の寄附額は3,910万円だったが、同年8月に、寄附に応じて選べるポイントでカタログから特産品を選べる制度を導入すると、平成26年度は34倍の13億2,608万円にはね上がった。また、平成23年8月から和牛やアイスクリームなどの特産品のお返しを始めた北海道上士幌町の平成26年度の寄附額は4万7,135件、8億3,788万円に上がった。町長はお礼の気持ちを伝えたいと、今日1日、東京都内で寄附者1,000人を招待し、感謝祭を実施。竹中町長は、人口は5,000人に達しないが、4万人以上の寄附者が我が町を応援してくれる。寄附金は教育などに役立てたいと話されておられる。イベント予算は約950万円で、ほぼ寄附金で賄った。特産品は寄附額の約半分。送付経費などもかかるが、町の定住に関心を示したり、特産品を寄附者が新たに購入するなど、寄附額以上の効果があるという。

ふるさと納税における全国の自治体間競争はスピードを増している。中部地区でナンバーワンの静岡県焼津市や、最近では危機感を持ってあま市はかなり気合いを入れて、映像にあるように、お礼品、AコースからFコースまで、1万円から100万円以上まで取り入れたふるさと納税カタログを作成されました。また、一宮市も危機感を持って12月1日より26点を追加した。愛西市もよりスピーディーに対策を講ずるべきと考えるが、方針についてお尋ねします。

**○企画部長（佐藤信男君）**

先ほど御説明がありましたが、できる限りスピード感を持って進めていきたいというようには考えます。そのためには、まずお礼の品自体や発送方法なども含め、抜本的な見直しを検討していく必要があります。拡大に当たっては、創意工夫を凝らした幅広いアイデアが必要となりますし、また選定過程や品の確保においては、市民及び民間の力、そして知恵もおかりしながら、できることから積極的に進めていきたいというように考えております。以上です。

**○15番（鷺野聰明君）**

それでは、再質問をお願いします。

ふるさと納税について、再質問をお願いします。

ことしの9月末の総務省の公表、全国ランキングや県内順位は決して悪くないとの答弁でし

た。しかし、平成26年度愛西市ふるさと納税収入金額は201件、金額214万7,000円、1人当たり1万681円でした。同じ平成26年中において、愛西市民の市外へのふるさと納税額は165名、金額1,155万9,000円であります。現状分析をしっかりとさせていただきたいと思います。市外への流出額、1,155万9,000円から収入額214万7,000円を差し引くと、ふるさと納税赤字額941万2,000円となります。これは、悪く言いますと、愛西市民の手から税金が他市へ抜かれているというようなことも言えるかと思います。平均が7万54円となっていますので、愛西市は1万円強ぐらいで入ってきていますけれども、出ているほうは平均7万円ということは、やはり10万円の人とか、30万円の人とかもあるのではないかなあというふうに分析できます。

今、もう少しスピード感を持って進めていきたいという答弁でございますが、本当に深刻な状況に気づいてほしいと思います。奈良市長も気づき、10月から対応策を、また村上あま市長も気づいて10月から対応策をスタート、一宮市長も気づき、12月1日から対応策をスタートさせた。今、早急に手を打てば、まだ来年度は見込みはあるかと思います。愛西市も緊急にこの対策と行動が必要であると思うが、考えについて再度ちょっと副市長さんにお尋ねいたします。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

本市では、ふるさと納税による財源確保につきましては、行政改革の第4期推進計画に自主財源の具体的な取り組み事項として掲げております。そんなことから、議員御指摘にありましたふるさと納税の収入額と流出額、この差額が941万円の赤字ということでございました。これは極めて衝撃的であり、深刻な事態だというふうに受けとめております。

御提案のありましたふるさと応援寄附金の返礼品の選定につきましても、職員提案制度等々を活用いたしまして、市を挙げて早急に取り組んでまいりたい、そして魅力あふれる特産品を厳選して、あわせてPRを展開していきたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○15番（鷺野聰明君）

以上で終わります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

15番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月11日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後4時39分 散会

